宮崎労働局長　記者発表項目一覧

令和８年１０月３０日（金）

記者発表項目

①　一般職業紹介状況≪令和８年９月分≫（１０月３０日発表）

②　令和８年度 新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（９月末）

③　長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果

④　１１月は「過労死等防止啓発月間」です

⑤　１１月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

⑥　宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第１１６号）

担当窓口
宮崎労働局　雇用環境・均等室　企画・調整係　泥谷
宮崎市橘通東３－１－２２　宮崎合同庁舎4階
TEL：0985－38－8821

厚生労働省
宮崎労働局
Press Release

宮崎労働局発表
令和8年10月30日解禁

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部　　長　向田　俊哉
職業安定課長　東郷　ますえ
地方労働市場情報官　久保　紘一
（代表電話）0985（38）8823

報道関係者　各位

一般職業紹介状況（令和8年9月分）

令和8年9月の有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は、1.15倍と前月より0.02ポイント低下。
有効求人倍率は、135ヶ月連続で1倍台を維持。
正社員有効求人倍率（原数値）は、1.06倍と前年同月と同水準。
雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が継続しているものの、求人の見直しなどにより求人が緩やかに減少している。今後物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に注視する必要がある。

・令和8年9月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.02ポイント低下。
・【有効求職者数】は、前月比（季節調整値）で0.9%減、前年同月比（原数値）で0.005%増。
・【有効求人数】は、前月比（季節調整値）で3.1%減、前年同月比（原数値）で4.8%減(38ヶ月連続減少)。
・【新規求職者数】は、前年同月比（原数値）0.4%減、【新規求人数】は、前年同月比（原数値）15.1%減となった。

本県の労働市場における有効求人倍率（季節調整値）は、有効求職者数（同）が前月比0.9%減少し、有効求人数（同）は前月比3.1%減少した結果、前月より0.02ポイント低下し1.15倍となった。

新規求職者数（原数値）は、前年同月比で0.4%(18人）減少となった。なお、有効求職者数（原数値）は、前年同月比で0.005%（1人）増加と10ヶ月連続の増加となっている。

新規求職者（一般フルタイム・パート）を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が0.3%（4人）増、離職者は0.5%（14人）増、無業者が8.9%（36人）減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は9.4%（44人）増となっている。

一方、新規求人数（原数値）は、前年同月比で15.1%（1,429人）減少となった。また、有効求人数（原数値）は、前年同月比で4.8%（1,188人）の減少で38ヶ月連続減少となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中5産業で増加となった。サービス業（他に分類されないもの）で19.0%（239人）増等となる一方、公務、その他で81.7%（562人）減、製造業で32.6%（329人）減、宿泊業、飲食サービス業で41.2%（159人）減、建設業で16.2%（124人）減等（18産業中13産業で減少）となったことから、全体で15.1%（1,429人）の減少となった。

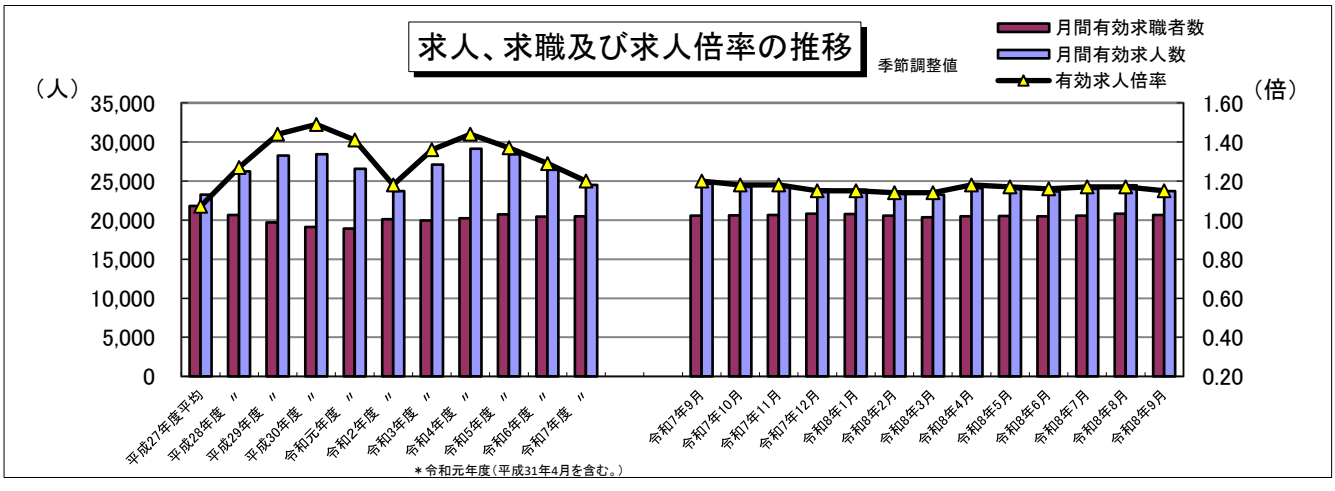

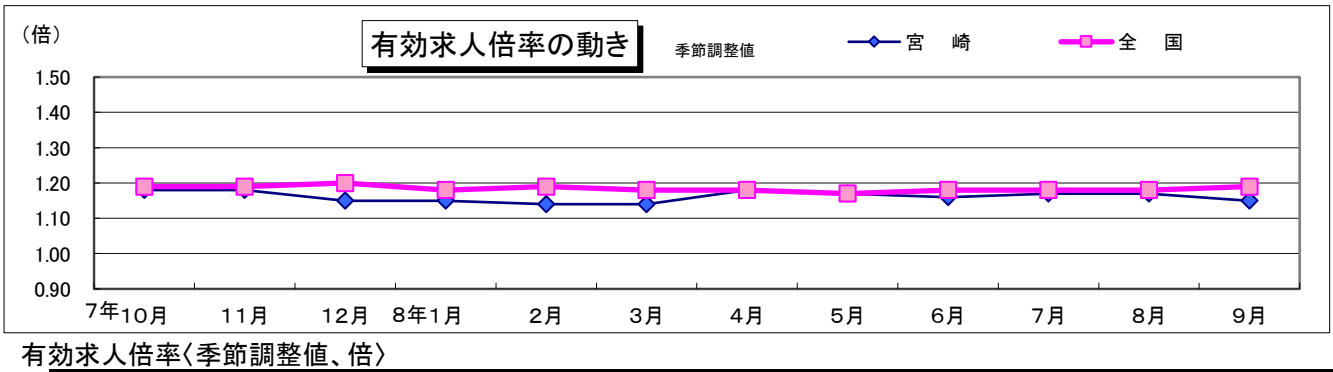

有効求人倍率〈季節調整値、倍〉

	令和7年 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
宮　崎	1.18	1.18	1.15	1.15	1.14	1.14	1.18	1.17	1.16	1.17	1.17	1.15
全　国	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17	1.18	1.18	1.18	1.19

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X－12－ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

（注1）本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数（受理地別求人数）により算出したものである。

（注2）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

１．新規求職の動き＜季節調整値＞

〈数値の対比は前月比〉

○【新規求職者数】（季節調整値）は、4,466人で4.7%（218人）減少となった。

新規求職（パートを含む、人）

	令和7年 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求職数	4,365	4,431	4,652	4,517	4,175	4,203	4,469	4,324	4,144	4,604	4,684	4,466
前月比	0.4%	1.5%	5.0%	−2.9%	−7.6%	0.7%	6.3%	−3.2%	−4.2%	11.1%	1.7%	−4.7%

＊季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X−12−ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

２．新規求人の動き＜季節調整値＞

〈数値の対比は前月比〉

○【新規求人数】（季節調整値）は、7,846人で12.9%（1,160人）減少となった。

新規求人（パートを含む、人）

	令和7年 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
新規求人	8,243	8,909	8,731	8,332	8,155	8,332	8,421	8,525	8,260	8,490	9,006	7,846
前月比	−7.8%	8.1%	−2.0%	−4.6%	−2.1%	2.2%	1.1%	1.2%	−3.1%	2.8%	6.1%	−12.9%

＊季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X−12−ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

３．職業紹介状況について（パートを含む）＜原数値＞

〈数値の対比は前年同月比〉

○【職業紹介状況】は、紹介件数が193件（4.8%）減の3,792件となり、就職件数は124件（7.7%）減の1,481件となった。就職率（対新規求職者）は、2.8ポイント低下し35.2%となった。

就職（パートを含む、件）

	令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
就職件数	1,648	1,361	1,299	1,292	1,478	2,050	1,722	1,667	1,543	1,589	1,223	1,605
	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	1,648	1,341	1,325	1,365	1,534	2,070	1,644	1,477	1,583	1,512	1,287	1,481
対前年同月比	0.0%	−1.5%	2.0%	5.7%	3.8%	1.0%	−4.5%	−11.4%	2.6%	−4.8%	5.2%	−7.7%

	令和6年 10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
就職率	38.2%	37.6%	44.0%	27.7%	35.8%	43.6%	27.7%	37.0%	36.2%	37.5%	32.6%	38.0%
	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	38.2%	38.5%	40.1%	27.6%	36.4%	43.5%	25.8%	33.8%	38.2%	34.2%	31.9%	35.2%

４．正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】（原数値）は、1.06倍となり、前年同月と同水準。
R8.9月・・・正社員有効求人数　12,493人　　常用フルタイム有効求職者数11,744人
R7.9月・・・　〃　　12,595人　　〃　　11,923人

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和３年９月以降の数値の取扱いについては、１頁の（注2）を参照

次回公表予定日　令和8年12月1日（火）

別表1　職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

		令和8年9月	令和8年8月	対前月増減率(差)（%）	令和7年9月	対前年同月増減率(差)（%）
1 月間有効求職者数（人）		20,590	20,601	―	20,589	0.0
	季節調整値	＊ 20,640	＊ 20,832	▲ 0.9	20,558	0.4
2 新規求職申込件数（件）		4,204	4,038	―	4,222	▲0.4
3 月間有効求人数（人）		23,464	23,443	―	24,652	▲4.8
	季節調整値	＊ 23,691	＊ 24,458	▲ 3.1	24,665	▲3.9
4 新規求人数（人）		8,058	7,922	―	9,487	▲15.1
5 紹介件数（件）		3,792	3,580		3,985	▲4.8
6 就職件数（件）		1,481	1,287		1,605	▲7.7
7 就職率(6/2)（%）		35.2	31.9		38.0	▲2.8
8 充足数（件）		1,422	1,235		1,554	▲8.5
9 充足率(8/4)（%）		17.6	15.6		16.4	1.2

＊季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

別表2　有効求人倍率（季節調整値、倍）

	令和8年9月	令和8年8月	前月差（ポイント）	令和7年9月
宮崎県	1.15	1.17	▲0.02	1.20
全　国	1.19	1.18	0.01	1.20

別表3　雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	3,989	4,458	4,594	5,245	4,796	4,836	4,585	4,185	4,285	4,126	3,910	3,809
令和7年度	3,882	4,223	4,788	5,561	5,387	5,516	5,220	4,726	4,754	4,482	4,247	4,605
令和8年度	4,544	4,956	5,815	5,594	5,378	5,165						

（受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう）

別表4　安定所別有効求人倍率（原数値、倍）

	令和8年9月	令和8年8月	令和7年9月	前年同月差（ポイント）
宮　崎	1.19	1.21	1.25	▲ 0.06
延　岡	1.06	1.08	1.21	▲ 0.15
日　向	0.96	0.96	1.12	▲ 0.16
都　城	1.24	1.20	1.12	0.12
日　南	0.99	0.99	1.11	▲ 0.12
高　鍋	0.92	0.90	1.09	▲ 0.17
小　林	1.14	1.13	1.32	▲ 0.18
県　計	1.14	1.14	1.20	▲ 0.06

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注2）を参照

別表5　九州各県の有効求人倍率（季節調整値、倍）

	令和8年9月	令和8年8月	前月差（ポイント）	令和7年9月
福　岡	1.07	1.06	0.01	1.11
佐　賀	1.20	1.22	▲0.02	1.21
長　崎	1.04	1.04	0.00	1.08
熊　本	1.19	1.17	0.02	1.14
大　分	1.15	1.13	0.02	1.23
宮　崎	1.15	1.17	▲0.02	1.20
鹿児島	1.03	1.02	0.01	1.05
沖　縄	0.93	0.92	0.01	0.98

＊季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

別表6　パートタイム職業紹介状況(一般パートタイム)

	令和8年9月	令和8年8月	令和7年9月	前年同月増減率・差（%）
1 月間有効求職者数（人）	8,816	8,832	8,642	2.0
2 新規求職申込件数（件）	1,656	1,517	1,653	0.2
3 月間有効求人数　（人）	6,917	6,763	8,006	▲13.6
4 新規求人数　（人）	2,460	2,453	3,383	▲27.3
5 紹介件数　（件）	1,435	1,334	1,580	▲9.2
6 就職件数　（件）	621	484	651	▲4.6
7 充足数　（件）	591	465	632	▲6.5
8 充足率　（%）	24.0%	19.0%	18.7%	5.3

別表7　新規求職申込者の求職時の態様別内訳※令和5年1月分より掲載内容変更（常用フルタイムから一般フルタイム・パートへ変更）

県　計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和8年9月	319	678	750	844	767	846	4,204
	令和7年9月	342	711	768	833	788	780	4,222
	前年比	▲ 6.7%	▲ 4.6%	▲ 2.3%	1.3%	▲ 2.7%	8.5%	▲ 0.4%
在職者	令和8年9月	88	227	254	267	191	140	1,167
	令和7年9月	109	205	280	267	195	107	1,163
	前年比	▲ 19.3%	10.7%	▲ 9.3%	0.0%	▲ 2.1%	30.8%	0.3%
離職者	令和8年9月	178	398	434	506	507	645	2,668
	令和7年9月	195	444	411	485	523	596	2,654
	前年比	▲ 8.7%	▲ 10.4%	5.6%	4.3%	▲ 3.1%	8.2%	0.5%
事業主都合	令和8年9月	15	40	81	108	105	163	512
	令和7年9月	12	50	52	91	99	164	468
	前年比	25.0%	▲ 20.0%	55.8%	18.7%	6.1%	▲ 0.6%	9.4%
自己都合	令和8年9月	162	348	343	384	359	418	2,014
	令和7年9月	180	389	345	382	383	386	2,065
	前年比	▲ 10.0%	▲ 10.5%	▲ 0.6%	0.5%	▲ 6.3%	8.3%	▲ 2.5%
無業者	令和8年9月	53	53	62	71	69	61	369
	令和7年9月	38	62	77	81	70	77	405
	前年比	39.5%	▲ 14.5%	▲ 19.5%	▲ 12.3%	▲ 1.4%	▲ 20.8%	▲ 8.9%

＊一般・・・常用および臨時・季節を合わせた数。3ページ別表1職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）の2 新規求職申込件数の内訳となる。
（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の（注2）を参照

別表8　産業別・規模別新規求人状況（原数値）

項目 ＼ 産業別・規模別	求人状況				
	令和8年9月	令和8年8月	令和7年9月	前年同月比(%)	前年同月差
A.B 農、林、漁業	250	265	257	▲2.7	▲7
C　鉱業、採石業、砂利採取業	8	13	6	33.3	2
D　建設業	642	802	766	▲16.2	▲124
E　製造業	681	720	1,010	▲32.6	▲329
食料品製造業	198	171	380	▲47.9	▲182
飲料・たばこ・飼料製造業	52	37	55	▲5.5	▲3
繊維工業	18	54	75	▲76.0	▲57
木材・木製品製造業	36	39	67	▲46.3	▲31
家具・装備品製造業	6	13	9	▲33.3	▲3
パルプ・紙・紙加工品製造業	17	5	22	▲22.7	▲5
印刷・同関連業	6	13	11	▲45.5	▲5
化学工業	23	13	5	360.0	18
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	－	0
プラスチック製品製造業	23	18	33	▲30.3	▲10
ゴム製品製造業	17	9	1	1,600.0	16
窯業・土石製品製造業	17	16	30	▲43.3	▲13
鉄鋼業	10	8	7	42.9	3
非鉄金属製造業	0	1	0	－	0
金属製品製造業	43	54	55	▲21.8	▲12
はん用機械器具製造業	44	41	47	▲6.4	▲3
生産用機械器具製造業	13	34	24	▲45.8	▲11
業務用機械器具製造業	21	33	34	▲38.2	▲13
電子部品・デバイス・電子回路製造業	21	29	40	▲47.5	▲19
電気機械器具製造業	45	65	48	▲6.3	▲3
情報通信機械器具製造業	0	2	1	▲100.0	▲1
輸送用機械器具製造業	52	39	48	8.3	4
その他の製造業	19	26	18	5.6	1
F　電気・ガス・熱供給・水道業	9	5	5	80.0	4
G　情報通信業	354	424	320	10.6	34
H　運輸業、郵便業	401	356	489	▲18.0	▲88
I　卸売業、小売業	773	756	886	▲12.8	▲113
J　金融業、保険業	35	64	88	▲60.2	▲53
K　不動産業、物品賃貸業	76	60	72	5.6	4
L　学術研究、専門・技術サービス業	142	108	203	▲30.0	▲61
M　宿泊業、飲食サービス業	227	280	386	▲41.2	▲159
宿泊業	93	77	114	▲18.4	▲21
N　生活関連サービス業、娯楽業	190	197	231	▲17.7	▲41
O　教育、学習支援業	121	138	172	▲29.7	▲51
P　医療、福祉	2,471	2,351	2,478	▲0.3	▲7
Q　複合サービス事業	52	93	169	▲69.2	▲117
R　サービス業（他に分類されないもの）	1,500	1,222	1,261	19.0	239
S.T 公務、その他	126	68	688	▲81.7	▲562
合計	8,058	7,922	9,487	▲15.1	▲1,429
規模別　29人以下	5,388	5,198	5,636	▲4.4	▲248
規模別　30～99人	1,664	1,792	2,028	▲17.9	▲364
規模別　100～299人	623	643	847	▲26.4	▲224
規模別　300～499人	182	119	185	▲1.6	▲3
規模別　500～999人	136	160	179	▲24.0	▲43
規模別　1，000人以上	65	10	612	▲89.4	▲547

産業分類は、令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

別添資料　1

○　正社員有効求人倍率は、１．０６倍と前年同月と同水準。

（倍）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
1月	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11	1.23	1.18	1.17	1.07
2月	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12	1.21	1.15	1.18	1.07
3月	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10	1.17	1.13	1.17	1.05
4月	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05	1.10	1.06	1.07	1.02
5月	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04	1.08	1.05	1.06	1.00
6月	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09	1.10	1.07	1.08	1.02
7月	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09	1.13	1.10	1.08	1.05
8月	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11	1.12	1.11	1.07	1.08
9月	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	1.12	1.09	1.12	1.06	1.06
10月	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	1.15	1.13	1.15	1.04	
11月	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	1.17	1.17	1.16	1.07	
12月	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	1.26	1.22	1.20	1.07	

（資料出所）　宮崎労働局集計
※数値は原数値。
※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。
※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

別添資料 2

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和８年9月）

「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

○ 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。

○ 宮崎県の「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」は1.22倍で受理地別の有効求人倍率（1.15倍）より0.07ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和7年	9月	20,558	24,665	26,830	1.20	**1.31**	0.11
	10月	20,611	24,235	26,330	1.18	**1.28**	0.10
	11月	20,663	24,456	26,521	1.18	**1.28**	0.10
	12月	20,823	23,931	25,919	1.15	**1.24**	0.09
令和8年	1月	20,789	23,884	26,162	1.15	**1.26**	0.11
	2月	20,577	23,554	25,610	1.14	**1.24**	0.10
	3月	20,342	23,238	25,184	1.14	**1.24**	0.10
	4月	20,482	24,072	25,651	1.18	**1.25**	0.07
	5月	20,517	23,976	25,720	1.17	**1.25**	0.08
	6月	20,469	23,669	25,578	1.16	**1.25**	0.09
	7月	20,587	23,994	25,751	1.17	**1.25**	0.08
	8月	20,832	24,458	26,021	1.17	**1.25**	0.08
	9月	20,640	23,691	25,115	1.15	**1.22**	0.07

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－12－ARIMA）による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
令和８年 10 月 30 日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部　　長　向田　俊哉
職業安定課長　東郷　ますえ
（電話）0985-38-8823

令和８年度　新規学校卒業予定者の求職・求人等の状況（９月末）

宮崎労働局（局長　吉越正幸）では、令和９年３月に県内の学校を卒業する学生等の求職・求人等の状況を調査し、令和８年９月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙１：令和８年９月末）

○ 就職内定率は 48.1%、前年比（58.7%）10.6 ポイント低下
○ 就職内定者に占める県内内定者の割合は 56.9%、同（55.7%）1.2 ポイント上昇
（参考）令和８年３月末の県内内定者の割合 61.5%
○ 求人倍率は 1.58 倍、前年比（1.99 倍）0.41 ポイント低下
○ 求人数は 3,638 人、同（4,178 人）12.9%の減少
○ 求職者数は 2,301 人、同（2,104 人）9.4%の増加
求職者全体に占める県内希望者の割合は 57.8%、同（60.9%）3.1 ポイント低下

※１　本数値は、県内の県立及び私立高校からハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。
※２　高校新卒者の求人数は、県内の事業所より提出されたものを公表しています。
※３　求人倍率は、厚生労働省発表に合わせて求職者全体と県内求人により算出しています。
※４　大学等新卒者の内定状況の公表は 12 月上旬を予定しています。

別紙1

新規学校卒業予定者の求職・求人・就職の状況

〈令和9年３月卒業予定者〉

宮崎労働局

区分		令和8年9月末現在 計	男	女	前年同月 計	男	女	対前年増減率・差
高校卒業	**①求職者数**	**2,301**	**1,323**	**978**	**2,104**	**1,311**	**793**	**9.4%**
	うち県内	1,329	689	640	1,281	719	562	**3.7%**
	うち県外	972	634	338	823	592	231	**18.1%**
	求職者全体に占める県内希望者の割合	57.8%	52.1%	65.4%	60.9%	54.8%	70.9%	**−3.1**
	②就職内定者数	**1,106**	**734**	**372**	**1,234**	**803**	**431**	**−10.4%**
	うち県内	629	363	266	687	400	287	**−8.4%**
	うち県外	477	371	106	547	403	144	**−12.8%**
	就職内定者に占める県内内定者の割合	56.9%	49.5%	71.5%	55.7%	49.8%	66.6%	**1.2**
	③有効求職者数	**1,195**	**589**	**606**	**870**	**508**	**362**	**37.4%**
	うち県内	700	326	374	594	319	275	**17.8%**
	うち県外	495	263	232	276	189	87	**79.3%**
	④求人数	**3,638**			**4,178**			**−12.9%**
	⑤求人倍率④／①	**1.58**			**1.99**			**−0.41**
	⑥就職内定率②／①	**48.1%**	**55.5%**	**38.0%**	**58.7%**	**61.3%**	**54.4%**	**−10.6**
	うち県内	47.3%	52.7%	41.6%	53.6%	55.6%	51.1%	**−6.3**
	うち県外	49.1%	58.5%	31.4%	66.5%	68.1%	62.3%	**−17.4**

※中学卒業の求職者は、令和8年9月末現在で0名。
※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

令和9年３月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況
【令和8年9月末現在】

宮崎労働局

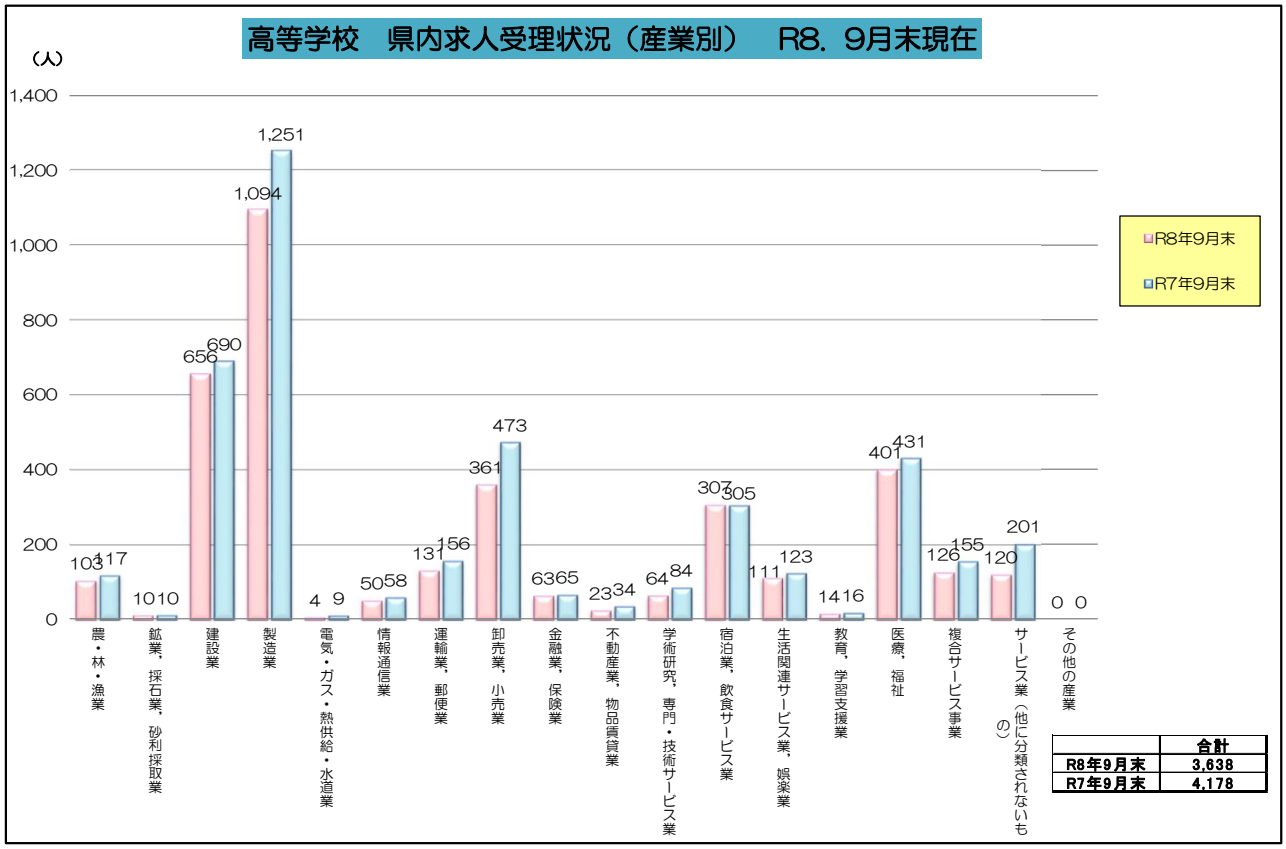

産業分類	R8年9月末	R7年9月末	対前年 増減率
農・林・漁業	103	117	▲12.0%
鉱業，採石業，砂利採取業	10	10	0.0%
建設業	656	690	▲4.9%
製造業	1094	1251	▲12.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	9	▲55.6%
情報通信業	50	58	▲13.8%
運輸業，郵便業	131	156	▲16.0%
卸売業，小売業	361	473	▲23.7%
金融業，保険業	63	65	▲3.1%
不動産業，物品賃貸業	23	34	▲32.4%
学術研究，専門・技術サービス業	64	84	▲23.8%
宿泊業，飲食サービス業	307	305	0.7%
生活関連サービス業，娯楽業	111	123	▲9.8%
教育，学習支援業	14	16	▲12.5%
医療，福祉	401	431	▲7.0%
複合サービス事業	126	155	▲18.7%
サービス業（他に分類されないもの）	120	201	▲40.3%
その他の産業	0	0	－
合計	**3,638**	**4,178**	**▲12.9%**

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
①求人数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	―	―
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	―	―
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	―	―
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	―	―
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	―	―
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	―	―
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
	R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010
	R5. 3卒	3,788	4,021	4,174	4,288	4,310	4,360	4,389	4,400	4,405	4,406	4,406	4,422
	R6. 3卒	4,124	4,309	4,455	4,522	4,549	4,571	4,608	4,616	4,620	4,620	4,620	4,624
	R7. 3卒	3,956	4,166	4,282	4,378	4,400	4,437	4,479	4,493	4,499	4,500	4,500	4,508
	R8. 3卒	3,968	4,082	4,178	4,253	4,277	4,324	4,345	4,350	4,351	4,357	4,357	4,362
	R9.3卒	**3,432**	**3,576**	**3,638**									
	対前年増減率	**−13.5%**	**−12.4%**	**−12.9%**									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求職者数	②全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	―	―
		H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	―	―
		H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	―	―
		H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	―	―
		H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	―	―
		H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	―	―
		H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
		H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
		H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
		H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
		H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
		H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
		H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
		H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
		H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
		H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
		H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
		H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
		H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
		H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
		H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
		H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
		H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
		H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
		H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
		H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586
		R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585
		R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245
		R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050
		R5. 3卒	1,809	2,079	2,053	2,043	2,043	2,038	2,014	1,999	1,986	1,986	1,987	1,986
		R6. 3卒	1,942	1,941	1,953	1,926	1,937	1,915	1,911	1,902	1,887	1,885	1,884	1,879
		R7. 3卒	1,954	1,983	1,974	1,976	1,992	2,002	1,978	1,977	1,970	1,966	1,967	1,956
		R8. 3卒	2,121	2,104	2,104	2,093	2,103	2,094	2,111	2,095	2,083	2,080	2,080	2,081
		R9.3卒	**2,289**	**2,256**	**2,301**									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求職者数	③うち県内	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	―	―
		H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	―	―
		H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	―	―
		H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	―	―
		H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	―	―
		H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	―	―
		H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
		H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
		H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
		H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
		H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
		H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
		H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
		H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
		H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
		H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
		H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
		H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
		H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
		H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
		H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
		H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
		H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
		H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
		H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
		H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
		R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535
		R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405
		R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347
		R5. 3卒	1,142	1,324	1,297	1,326	1,334	1,333	1,311	1,303	1,296	1,296	1,297	1,296
		R6. 3卒	1,242	1,239	1,236	1,248	1,264	1,243	1,245	1,237	1,220	1,218	1,217	1,210
		R7. 3卒	1,226	1,293	1,272	1,280	1,281	1,292	1,278	1,277	1,269	1,265	1,264	1,257
		R8. 3卒	1,237	1,279	1,281	1,291	1,292	1,292	1,299	1,289	1,283	1,280	1,280	1,281
		R9.3卒	**1,302**	**1,310**	**1,329**									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	ー	ー
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	ー	ー
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	ー	ー
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	ー	ー
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	ー	ー
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	ー	ー
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.2%
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%
		R5. 3卒	63.1%	63.7%	63.2%	64.9%	65.3%	65.4%	65.1%	65.2%	65.3%	65.3%	65.3%	65.3%
		R6. 3卒	64.0%	63.8%	63.3%	64.8%	65.3%	64.9%	65.1%	65.0%	64.7%	64.6%	64.6%	64.4%
		R7. 3卒	62.7%	65.2%	64.4%	64.8%	64.3%	64.5%	64.6%	64.6%	64.4%	64.3%	64.3%	64.3%
		R8. 3卒	58.3%	60.8%	60.9%	61.7%	61.4%	61.7%	61.5%	61.5%	61.6%	61.5%	61.5%	61.6%
		R9.3卒	**56.9%**	**58.1%**	**57.8%**									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	求職者全体に対する求人倍率 ①／②	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	－	－
		H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	－	－
		H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	－	－
		H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	－	－
		H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	－	－
		H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	－	－
		H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
		H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
		H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
		H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
		H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
		H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
		H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
		H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
		H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
		H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
		H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
		H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
		H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
		H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
		H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
		H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
		H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
		H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
		H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
		H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
		R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76
		R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77
		R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96
		R5. 3卒	2.09	1.93	2.03	2.10	2.11	2.14	2.18	2.20	2.22	2.22	2.22	2.23
		R6. 3卒	2.12	2.22	2.28	2.35	2.35	2.39	2.41	2.43	2.45	2.45	2.45	2.46
		R7. 3卒	2.02	2.10	2.17	2.22	2.21	2.22	2.26	2.27	2.28	2.29	2.29	2.30
		R8. 3卒	1.87	1.94	1.99	2.03	2.03	2.06	2.06	2.08	2.09	2.09	2.09	2.10
		R9.3卒	**1.50**	**1.59**	**1.58**									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内定者数	④全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	―	―	2,733	4,312	4,859	5,123	5,350	5,679	5,821	5,734	―	―
		H 7. 3卒	―	―	2,559	3,869	4,316	4,624	4,943	5,204	5,343	5,215	―	―
		H 8. 3卒	―	―	2,271	3,566	3,999	4,388	4,666	4,919	4,991	4,863	―	―
		H 9. 3卒	―	―	2,099	3,291	3,674	3,955	4,239	4,481	4,531	4,508	―	―
		H10. 3卒	―	―	2,163	3,070	3,618	3,850	4,079	4,312	4,384	4,379	―	―
		H11. 3卒	―	―	1,731	2,529	2,833	3,056	3,245	3,511	3,555	3,582	―	―
		H12. 3卒	―	―	1,294	2,043	2,358	2,697	2,916	3,359	3,480	3,488	3,515	3,525
		H13. 3卒	―	―	1,402	2,119	2,529	2,800	3,202	3,487	3,608	3,645	3,660	3,672
		H14. 3卒	―	―	1,108	1,851	2,148	2,478	2,725	3,033	3,152	3,209	3,229	3,270
		H15. 3卒	―	―	944	1,557	1,863	2,243	2,474	2,804	3,009	3,054	3,122	3,132
		H16. 3卒	―	―	970	1,630	1,989	2,432	2,661	3,074	3,219	3,257	3,309	3,329
		H17. 3卒	―	―	1,108	1,867	2,290	2,674	2,830	3,078	3,172	3,189	3,228	3,252
		H18. 3卒	―	―	1,249	1,954	2,249	2,618	2,773	2,999	3,057	3,090	3,112	3,115
		H19. 3卒	―	―	1,350	2,189	2,544	2,864	2,992	3,153	3,213	3,224	3,215	3,218
		H20. 3卒	―	―	1,452	2,201	2,485	2,839	2,937	3,089	3,136	3,146	3,151	3,152
		H21. 3卒	―	―	1,392	2,120	2,391	2,640	2,737	2,865	2,894	2,905	2,929	2,899
		H22. 3卒	―	―	963	1,586	1,852	2,155	2,297	2,501	2,594	2,621	2,671	2,692
		H23. 3卒	―	―	1,144	1,710	1,971	2,271	2,376	2,571	2,688	2,722	2,733	2,743
		H24. 3卒	―	―	1,092	1,853	2,143	2,431	2,555	2,653	2,688	2,716	2,723	2,726
		H25. 3卒	―	―	1,077	1,936	2,331	2,601	2,683	2,762	2,789	2,793	2,866	2,867
		H26. 3卒	―	―	1,025	1,931	2,318	2,554	2,621	2,685	2,709	2,717	2,721	2,720
		H27. 3卒	―	―	1,418	2,219	2,524	2,676	2,730	2,777	2,788	2,789	2,789	2,791
		H28. 3卒	―	―	1,386	2,229	2,467	2,556	2,611	2,678	2,689	2,692	2,692	2,692
		H29. 3卒	―	―	1,531	2,255	2,446	2,551	2,615	2,671	2,694	2,697	2,697	2,700
		H30. 3卒	―	―	1,434	2,122	2,273	2,368	2,441	2,467	2,486	2,490	2,492	2,492
		H31. 3卒	―	―	1,512	2,227	2,409	2,480	2,541	2,572	2,580	2,584	2,584	2,584
		R2. 3卒	―	―	1,599	2,144	2,294	2,385	2,444	2,498	2,586	2,584	2,584	2,584
		R3. 3卒	―	―	※ ―	1,439	1,931	2,097	2,169	2,218	2,241	2,239	2,239	2,240
		R4. 3卒	―	―	1,160	1,723	1,847	1,898	1,974	2,025	2,048	2,050	2,051	2,048
		R5. 3卒	－	－	1,053	1,715	1,828	1,885	1,906	1,952	1,976	1,976	1,979	1,979
		R6. 3卒	－	－	1,039	1,593	1,696	1,766	1,817	1,864	1,873	1,874	1,873	1,873
		R7. 3卒	－	－	1,182	1,635	1,775	1,838	1,888	1,932	1,948	1,949	1,951	1,952
		R8. 3卒	－	－	1,234	1,712	1,836	1,915	1,998	2,053	2,072	2,072	2,072	2,073
		R9.3卒	－	－	**1,106**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内定者数	⑤うち県内	H 6. 3卒	―	―	1,191	2,243	2,596	2,807	2,999	3,259	3,364	3,308	―	―
		H 7. 3卒	―	―	1,122	1,954	2,273	2,532	2,797	3,016	3,167	3,074	―	―
		H 8. 3卒	―	―	1,056	1,965	2,266	2,555	2,768	2,990	3,066	2,979	―	―
		H 9. 3卒	―	―	954	1,679	1,955	2,172	2,389	2,607	2,630	2,611	―	―
		H10. 3卒	―	―	836	1,395	1,706	1,848	2,015	2,221	2,290	2,277	―	―
		H11. 3卒	―	―	530	965	1,168	1,344	1,507	1,722	1,762	1,787	―	―
		H12. 3卒	―	―	453	918	1,190	1,369	1,543	1,930	2,027	2,042	2,068	2,080
		H13. 3卒	―	―	582	968	1,247	1,470	1,819	2,054	2,160	2,195	2,210	2,221
		H14. 3卒	―	―	358	776	984	1,253	1,456	1,724	1,846	1,887	1,907	1,941
		H15. 3卒	―	―	310	653	854	1,178	1,352	1,654	1,830	1,873	1,937	1,947
		H16. 3卒	―	―	359	736	981	1,337	1,536	1,885	2,029	2,064	2,111	2,130
		H17. 3卒	―	―	453	908	1,218	1,541	1,664	1,886	1,982	1,994	2,030	2,051
		H18. 3卒	―	―	457	868	1,063	1,368	1,487	1,707	1,748	1,775	1,794	1,798
		H19. 3卒	―	―	512	985	1,266	1,554	1,668	1,811	1,863	1,872	1,876	1,879
		H20. 3卒	―	―	520	1,034	1,232	1,535	1,614	1,758	1,793	1,799	1,800	1,801
		H21. 3卒	―	―	493	947	1,109	1,318	1,397	1,497	1,526	1,537	1,561	1,556
		H22. 3卒	―	―	298	718	892	1,151	1,272	1,449	1,530	1,554	1,603	1,616
		H23. 3卒	―	―	375	751	951	1,209	1,300	1,483	1,580	1,611	1,620	1,630
		H24. 3卒	―	―	381	871	1,088	1,345	1,450	1,545	1,572	1,596	1,603	1,606
		H25. 3卒	―	―	362	950	1,267	1,496	1,566	1,635	1,655	1,658	1,719	1,720
		H26. 3卒	―	―	343	949	1,254	1,453	1,511	1,572	1,586	1,593	1,597	1,597
		H27. 3卒	―	―	537	1,066	1,302	1,430	1,477	1,510	1,511	1,514	1,515	1,516
		H28. 3卒	―	―	588	1,129	1,309	1,380	1,429	1,486	1,508	1,511	1,511	1,511
		H29. 3卒	―	―	689	1,175	1,317	1,407	1,463	1,511	1,531	1,531	1,531	1,534
		H30. 3卒	―	―	735	1,154	1,265	1,350	1,408	1,433	1,445	1,450	1,452	1,453
		H31. 3卒	―	―	799	1,234	1,368	1,429	1,482	1,512	1,524	1,528	1,528	1,528
		R2. 3卒	―	―	854	1,223	1,323	1,386	1,433	1,479	1,537	1,534	1,534	1,534
		R3. 3卒	―	―	※ ―	832	1,157	1,273	1,335	1,381	1,404	1,401	1,401	1,402
		R4. 3卒	―	―	700	1,094	1,186	1,231	1,276	1,322	1,345	1,347	1,348	1,345
		R5. 3卒	－	－	650	1,077	1,155	1,205	1,224	1,264	1,288	1,288	1,291	1,290
		R6. 3卒	－	－	607	989	1,066	1,119	1,162	1,203	1,208	1,209	1,208	1,205
		R7. 3卒	－	－	719	1,021	1,115	1,163	1,202	1,241	1,254	1,255	1,255	1,256
		R8. 3卒	－	－	687	1,015	1,096	1,151	1,208	1,257	1,274	1,274	1,274	1,275
		R9.3卒	－	－	**629**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内定者数	就職内定者に占める県内内定者の割合	H 6. 3卒	―	―	43.6%	52.0%	53.4%	54.8%	56.1%	57.4%	57.8%	57.7%	―	―
		H 7. 3卒	―	―	43.8%	50.5%	52.7%	54.8%	56.6%	58.0%	59.3%	58.9%	―	―
		H 8. 3卒	―	―	46.5%	55.1%	56.7%	58.2%	59.3%	60.8%	61.4%	61.3%	―	―
		H 9. 3卒	―	―	45.5%	51.0%	53.2%	54.9%	56.4%	58.2%	58.0%	57.9%	―	―
		H10. 3卒	―	―	38.7%	45.4%	47.2%	48.0%	49.4%	51.5%	52.2%	52.0%	―	―
		H11. 3卒	―	―	30.6%	38.2%	41.2%	44.0%	46.4%	49.0%	49.6%	49.9%	―	―
		H12. 3卒	―	―	35.0%	44.9%	50.5%	50.8%	52.9%	57.5%	58.2%	58.5%	58.8%	59.0%
		H13. 3卒	―	―	41.5%	45.7%	49.3%	52.5%	56.8%	58.9%	59.9%	60.2%	60.4%	60.5%
		H14. 3卒	―	―	32.3%	41.9%	45.8%	50.6%	53.4%	56.8%	58.6%	58.8%	59.1%	59.4%
		H15. 3卒	―	―	32.8%	41.9%	45.8%	52.5%	54.6%	59.0%	60.8%	61.3%	62.0%	62.2%
		H16. 3卒	―	―	37.0%	45.2%	49.3%	55.0%	57.7%	61.3%	63.0%	63.4%	63.8%	64.0%
		H17. 3卒	―	―	40.9%	48.6%	53.2%	57.6%	58.8%	61.3%	62.5%	62.5%	62.9%	63.1%
		H18. 3卒	―	―	36.6%	44.4%	47.3%	52.3%	53.6%	56.9%	57.2%	57.4%	57.6%	57.7%
		H19. 3卒	―	―	37.9%	45.0%	49.8%	54.3%	55.7%	57.4%	58.0%	58.1%	58.4%	58.4%
		H20. 3卒	―	―	35.8%	47.0%	49.6%	54.1%	55.0%	56.9%	57.2%	57.2%	57.1%	57.1%
		H21. 3卒	―	―	35.4%	44.7%	46.4%	49.9%	51.0%	52.3%	52.7%	52.9%	53.3%	53.7%
		H22. 3卒	―	―	30.9%	45.3%	48.2%	53.4%	55.4%	57.9%	59.0%	59.3%	60.0%	60.0%
		H23. 3卒	―	―	32.8%	43.9%	48.2%	53.2%	54.7%	57.7%	58.8%	59.2%	59.3%	59.4%
		H24. 3卒	―	―	34.9%	47.0%	50.8%	55.3%	56.8%	58.2%	58.5%	58.8%	58.9%	58.9%
		H25. 3卒	―	―	33.6%	49.1%	54.4%	57.5%	58.4%	59.2%	59.3%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	―	―	33.5%	49.1%	54.1%	56.9%	57.6%	58.5%	58.5%	58.6%	58.7%	58.7%
		H27. 3卒	―	―	37.9%	48.0%	51.6%	53.4%	54.1%	54.4%	54.2%	54.3%	54.3%	54.3%
		H28. 3卒	―	―	42.4%	50.7%	53.1%	54.0%	54.7%	55.5%	56.1%	56.1%	56.1%	56.1%
		H29. 3卒	―	―	45.0%	52.1%	53.8%	55.2%	55.9%	56.6%	56.8%	56.8%	56.8%	56.8%
		H30. 3卒	―	―	51.3%	54.4%	55.7%	57.0%	57.7%	58.1%	58.1%	58.2%	58.3%	58.3%
		H31. 3卒	―	―	52.8%	55.4%	56.8%	57.6%	58.3%	58.8%	59.1%	59.1%	59.1%	59.1%
		R2. 3卒	―	―	53.4%	57.0%	57.7%	58.1%	58.6%	59.2%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	―	―	※ ―	57.8%	59.9%	60.7%	61.5%	62.3%	62.7%	62.6%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	―	―	60.3%	63.5%	64.2%	64.9%	64.6%	65.3%	65.7%	65.7%	65.7%	65.7%
		R5. 3卒	―	―	61.7%	62.8%	63.2%	63.9%	64.2%	64.8%	65.2%	65.2%	65.2%	65.2%
		R6. 3卒	－	－	58.4%	62.1%	62.9%	63.4%	64.0%	64.5%	64.5%	64.5%	64.5%	64.3%
		R7. 3卒	－	－	60.8%	62.4%	62.8%	63.3%	63.7%	64.2%	64.4%	64.4%	64.3%	64.3%
		R8. 3卒	－	－	55.7%	59.3%	59.7%	60.1%	60.5%	61.2%	61.5%	61.5%	61.5%	61.5%
		R9.3卒	－	－	**56.9%**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
未内定者数	全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	―	―	2,900	1,653	1,233	943	671	368	131	0	―	―
		H 7. 3卒	―	―	3,140	1,798	1,394	1,091	761	367	121	0	―	―
		H 8. 3卒	―	―	3,189	1,892	1,481	1,092	725	339	132	44	―	―
		H 9. 3卒	―	―	3,022	1,733	1,361	1,055	751	345	127	62	―	―
		H10. 3卒	―	―	2,865	1,902	1,396	1,150	856	515	222	103	―	―
		H11. 3卒	―	―	2,696	1,854	1,555	1,293	1,042	601	374	146	―	―
		H12. 3卒	―	―	2,929	2,138	1,812	1,524	1,072	493	217	125	54	23
		H13. 3卒	―	―	2,877	2,077	1,714	1,432	884	479	246	99	81	43
		H14. 3卒	―	―	3,042	2,264	1,985	1,547	1,105	646	365	162	159	68
		H15. 3卒	―	―	2,638	1,985	1,747	1,401	1,021	608	262	188	147	70
		H16. 3卒	―	―	2,740	2,016	1,773	1,277	930	443	228	140	60	29
		H17. 3卒	―	―	2,565	1,740	1,355	974	702	390	186	120	81	48
		H18. 3卒	―	―	2,133	1,429	1,137	753	556	257	137	89	49	40
		H19. 3卒	―	―	2,195	1,365	967	609	409	194	95	82	58	41
		H20. 3卒	―	―	1,939	1,067	833	475	324	149	75	51	45	41
		H21. 3卒	―	―	1,811	1,057	802	528	375	193	108	96	56	49
		H22. 3卒	―	―	2,058	1,330	1,075	733	541	267	154	141	72	32
		H23. 3卒	―	―	1,728	1,064	854	546	394	167	79	50	44	20
		H24. 3卒	―	―	1,677	948	707	398	247	100	47	29	22	19
		H25. 3卒	―	―	1,960	990	604	296	181	76	26	16	4	3
		H26. 3卒	―	―	1,824	799	454	199	118	45	21	12	4	1
		H27. 3卒	―	―	1,492	695	385	215	115	48	12	6	4	2
		H28. 3卒	―	―	1,370	549	323	180	107	43	12	3	2	1
		H29. 3卒	―	―	1,214	486	294	164	98	38	18	11	10	6
		H30. 3卒	―	―	1,127	415	267	175	79	38	18	8	5	4
		H31. 3卒	―	―	1,099	401	210	150	68	40	13	4	3	2
		R2. 3卒	―	―	931	383	242	147	86	26	5	2	2	1
		R3. 3卒	―	―	※ ―	946	401	208	110	34	19	14	10	5
		R4. 3卒	―	―	887	348	213	155	119	57	16	11	10	2
		R5. 3卒	―	―	1,000	328	215	153	108	47	10	10	8	7
		R6. 3卒	－	－	914	333	241	149	94	38	14	11	11	6
		R7. 3卒	－	－	792	341	217	164	90	45	22	17	16	4
		R8. 3卒	－	－	870	381	267	179	113	42	11	8	8	8
		R9.3卒	－	－	**1,195**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
未内定者数	うち県内	H 6. 3卒	―	―	2,057	1,243	1,012	790	560	313	110	0	―	―
		H 7. 3卒	―	―	2,075	1,377	1,127	923	662	330	107	0	―	―
		H 8. 3卒	―	―	2,321	1,433	1,191	914	624	299	119	38	―	―
		H 9. 3卒	―	―	2,078	1,344	1,101	859	635	314	117	57	―	―
		H10. 3卒	―	―	1,860	1,344	1,093	929	716	452	199	96	―	―
		H11. 3卒	―	―	1,654	1,283	1,189	1,020	830	492	312	125	―	―
		H12. 3卒	―	―	1,800	1,466	1,307	1,152	890	422	176	119	51	23
		H13. 3卒	―	―	1,818	1,481	1,337	1,136	718	401	194	91	77	42
		H14. 3卒	―	―	1,958	1,593	1,529	1,200	896	516	301	155	152	68
		H15. 3卒	―	―	1,821	1,493	1,356	1,125	832	495	222	157	138	66
		H16. 3卒	―	―	1,915	1,581	1,476	1,084	815	389	192	125	56	27
		H17. 3卒	―	―	1,880	1,422	1,181	851	617	344	166	110	75	46
		H18. 3卒	―	―	1,493	1,129	979	656	503	241	127	81	42	34
		H19. 3卒	―	―	1,540	1,154	851	523	361	168	84	79	56	40
		H20. 3卒	―	―	1,437	885	728	413	280	127	65	46	40	37
		H21. 3卒	―	―	1,246	769	644	423	302	160	84	79	42	37
		H22. 3卒	―	―	1,336	944	853	584	437	222	119	115	51	26
		H23. 3卒	―	―	1,118	788	670	459	346	157	72	47	42	19
		H24. 3卒	―	―	1,086	706	579	319	205	84	39	24	19	16
		H25. 3卒	―	―	1,344	762	494	235	150	64	18	11	2	1
		H26. 3卒	―	―	1,243	593	378	180	115	44	21	12	4	1
		H27. 3卒	―	―	1,012	523	310	180	93	42	10	4	3	2
		H28. 3卒	―	―	931	411	265	155	93	39	11	3	2	1
		H29. 3卒	―	―	834	371	228	139	87	33	16	11	10	6
		H30. 3卒	―	―	722	320	216	135	63	29	14	7	5	4
		H31. 3卒	―	―	724	304	174	125	56	34	12	4	3	2
		R2. 3卒	―	―	637	275	181	118	70	22	3	2	2	1
		R3. 3卒	－	－	※ －	639	300	168	90	25	15	11	7	3
		R4. 3卒	―	―	615	271	175	135	104	48	16	11	10	2
		R5. 3卒	―	―	647	249	179	128	87	39	8	8	6	6
		R6. 3卒	－	－	629	259	198	124	83	34	12	9	9	5
		R7. 3卒	－	－	553	259	166	129	76	36	15	10	9	1
		R8. 3卒	－	－	594	276	196	141	91	32	9	6	6	6
		R9.3卒	－	－	**700**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内定率	求職者全体の内定率 ④/②	H 6. 3卒	―	―	48.5	72.3	79.8	84.5	88.9	93.9	97.8	100.0	―	―
		H 7. 3卒	―	―	44.9	68.3	75.6	80.9	86.7	93.4	97.8	100.0	―	―
		H 8. 3卒	―	―	41.6	65.3	73.0	80.1	86.6	93.6	97.4	99.1	―	―
		H 9. 3卒	―	―	41.0	65.5	73.0	78.9	84.9	92.9	97.3	98.6	―	―
		H10. 3卒	―	―	43.0	61.7	72.2	77.0	82.7	89.3	95.2	97.7	―	―
		H11. 3卒	―	―	39.1	57.7	64.6	70.3	75.7	85.4	90.5	96.1	―	―
		H12. 3卒	―	―	30.6	48.9	56.5	63.9	73.1	87.2	94.1	96.5	98.5	99.4
		H13. 3卒	―	―	32.8	50.5	59.6	66.2	78.4	87.9	93.6	97.4	97.8	98.8
		H14. 3卒	―	―	26.7	45.0	52.0	61.6	71.1	82.4	89.6	95.2	95.3	98.0
		H15. 3卒	―	―	26.4	44.0	51.6	61.6	70.8	82.2	92.0	94.2	95.5	97.8
		H16. 3卒	―	―	26.1	44.7	52.9	65.6	74.1	87.4	93.4	95.9	98.2	99.1
		H17. 3卒	―	―	30.2	51.8	62.8	73.3	80.1	88.8	94.5	96.4	97.6	98.5
		H18. 3卒	―	―	36.9	57.8	66.4	77.7	83.3	92.1	95.7	97.2	98.4	98.7
		H19. 3卒	―	―	38.1	61.6	72.5	82.5	88.0	94.2	97.1	97.5	98.2	98.7
		H20. 3卒	―	―	42.8	67.4	74.9	85.7	90.1	95.4	97.7	98.4	98.6	98.7
		H21. 3卒	―	―	43.5	66.7	74.9	83.3	87.9	93.7	96.4	96.8	98.1	98.3
		H22. 3卒	―	―	31.9	54.4	63.3	74.6	80.9	90.4	94.4	94.9	97.4	98.8
		H23. 3卒	―	―	39.8	61.6	69.8	80.6	85.8	93.9	97.1	98.2	98.4	99.3
		H24. 3卒	―	―	39.4	66.2	75.2	85.9	91.2	96.4	98.3	98.9	99.2	99.3
		H25. 3卒	―	―	35.5	66.2	79.4	89.8	93.7	97.3	99.1	99.4	99.9	99.9
		H26. 3卒	―	―	36.0	70.7	83.6	92.8	95.7	98.4	99.2	99.6	99.9	100.0
		H27. 3卒	―	―	48.7	76.1	86.8	92.6	96.0	98.3	99.6	99.8	99.9	99.9
		H28. 3卒	―	―	50.3	80.2	88.4	93.4	96.1	98.4	99.6	99.9	99.9	100.0
		H29. 3卒	―	―	55.8	82.3	89.3	94.0	96.4	98.6	99.3	99.6	99.6	99.8
		H30. 3卒	―	―	56.0	83.6	89.5	93.1	96.9	98.5	99.3	99.7	99.8	99.8
		H31. 3卒	―	―	57.9	84.7	92.0	94.3	97.4	98.5	99.5	99.8	99.9	99.9
		R2. 3卒	―	―	63.2	84.8	90.5	94.2	96.6	99.0	99.8	99.9	99.9	100.0
		R3. 3卒	―	―	※ ―	60.3	82.8	91.0	95.2	98.5	99.2	99.4	99.6	99.8
		R4. 3卒	―	―	56.7	83.2	89.7	92.5	94.3	97.3	99.2	99.5	99.5	99.9
		R5. 3卒	―	―	51.3	83.9	89.5	92.5	94.6	97.6	99.5	99.5	99.6	99.6
		R6. 3卒	－	－	53.2	82.7	87.6	92.2	95.1	98.0	99.3	99.4	99.4	99.7
		R7. 3卒	－	－	59.9	82.7	89.1	91.8	95.4	97.7	98.9	99.1	99.2	99.8
		R8. 3卒	－	－	58.7	81.8	87.3	91.5	94.6	98.0	99.5	99.6	99.6	99.6
		R9.3卒	－	－	**48.1**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況

			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
内定率	県内求職者の内定率 ⑤／③	H 6. 3卒	―	―	36.7	64.3	72.0	78.0	84.3	91.2	96.8	100.0	―	―
		H 7. 3卒	―	―	35.1	58.7	66.9	73.3	80.9	90.1	96.7	100.0	―	―
		H 8. 3卒	―	―	31.3	57.8	65.5	73.7	81.6	90.9	96.3	98.7	―	―
		H 9. 3卒	―	―	31.5	55.5	64.0	71.7	79.0	89.3	95.7	97.9	―	―
		H10. 3卒	―	―	31.0	50.9	61.0	66.5	73.8	83.1	92.0	96.0	―	―
		H11. 3卒	―	―	24.3	42.9	49.6	56.9	64.5	77.8	85.0	93.5	―	―
		H12. 3卒	―	―	20.1	38.5	47.7	54.3	63.4	82.1	92.0	94.5	97.6	98.9
		H13. 3卒	―	―	24.3	39.5	48.3	56.4	71.7	83.7	91.8	96.0	96.6	98.1
		H14. 3卒	―	―	15.5	32.8	39.2	51.1	61.9	77.0	86.0	92.4	92.6	96.6
		H15. 3卒	―	―	14.5	30.4	38.6	51.2	61.9	77.0	89.2	92.3	93.3	96.7
		H16. 3卒	―	―	15.8	31.8	39.9	55.2	65.3	82.9	91.4	94.3	97.4	98.7
		H17. 3卒	―	―	19.4	39.0	50.8	64.4	73.0	84.6	92.3	94.8	96.4	97.8
		H18. 3卒	―	―	23.4	43.5	52.1	67.6	74.7	87.6	93.2	95.6	97.7	98.1
		H19. 3卒	―	―	25.0	46.0	59.8	74.8	82.2	91.5	95.7	96.0	97.1	97.9
		H20. 3卒	―	―	26.6	53.9	62.9	78.8	85.2	93.3	96.5	97.5	97.8	98.0
		H21. 3卒	―	―	28.3	55.2	63.3	75.7	82.2	90.3	94.8	95.1	97.4	97.7
		H22. 3卒	―	―	18.2	43.2	51.1	66.3	74.4	86.7	92.8	93.1	96.9	98.4
		H23. 3卒	―	―	25.1	48.8	58.7	72.5	79.0	90.4	95.6	97.2	97.5	98.8
		H24. 3卒	―	―	26.0	55.2	65.3	80.8	87.6	94.8	97.6	98.5	98.8	99.0
		H25. 3卒	―	―	21.2	55.5	71.9	86.4	91.3	96.2	98.9	99.3	99.9	99.9
		H26. 3卒	―	―	21.6	61.5	76.8	89.0	92.9	97.3	98.7	99.3	99.8	99.9
		H27. 3卒	―	―	34.7	67.1	80.8	88.8	94.1	97.3	99.3	99.7	99.8	99.9
		H28. 3卒	―	―	38.7	73.3	83.2	89.9	93.9	97.4	99.3	99.8	99.9	99.9
		H29. 3卒	―	―	45.2	76.0	85.2	91.0	94.4	97.9	99.0	99.3	99.4	99.6
		H30. 3卒	―	―	50.4	78.3	85.4	90.9	95.7	98.0	99.0	99.5	99.7	99.7
		H31. 3卒	―	―	52.5	80.2	88.7	92.0	96.4	97.8	99.2	99.7	99.8	99.9
		R2. 3卒	―	―	57.3	81.6	88.0	92.2	95.3	98.5	99.8	99.9	99.9	99.9
		R3. 3卒	―	―	※ ―	56.6	79.4	88.3	93.7	98.2	98.9	99.2	99.5	99.8
		R4. 3卒	―	―	53.2	80.1	87.1	90.1	92.5	96.5	98.8	99.2	99.3	99.9
		R5. 3卒	―	―	50.1	81.2	86.6	90.4	93.4	97.0	99.4	99.4	99.5	99.5
		R6. 3卒	－	－	49.1	79.2	84.3	90.0	93.3	97.3	99.0	99.3	99.3	99.6
		R7. 3卒	－	－	56.5	79.8	87.0	90.0	94.1	97.2	98.8	99.2	99.3	99.9
		R8. 3卒	－	－	53.6	78.6	84.8	89.1	93.0	97.5	99.3	99.5	99.5	99.5
		R9.3卒	－	－	**47.3**									

※高校新卒者の内定開始時期について、R3．3卒は、新型コロナウイルス感染症の影響により1か月延期された。

厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和8年10月30日
【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長　谷宮　俊実
主任監察監督官　黒木　章寛
(代表電話)0985（38）8825
(直通電話)0985（38）8834

長時間労働が疑われる事業場に対する令和７年度の監督指導結果を公表します

宮崎労働局（局長　吉越正幸）では、このたび、令和７年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例等と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、長時間労働が疑われる事業場を対象としています。
対象となった161事業場のうち、74事業場（46.0%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に１か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、42事業場（違法な時間外労働があったもののうち56.8%）でした。

宮崎労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】（令和7年4月～令和8年3月）

(1) 監督指導の実施事業場：　161 事業場

(2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
① 違法な時間外労働があったもの：　74 事業場（46.0%）
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの：　42 事業場（56.8%）
うち、月100時間を超えるもの：　24 事業場（32.4%）
うち、月150時間を超えるもの：　7 事業場（9.5%）
うち、月200時間を超えるもの：　2 事業場（2.7%）
② 賃金不払残業があったもの：　8 事業場（5.0%）
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：　41 事業場（25.5%）

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況
[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：　69 事業場（42.9%）
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：　21 事業場（13.0%）

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果
（令和7年4月から令和8年3月までに実施）

1　法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

監督指導実施状況

令和7年4月から令和8年3月までに、161事業場に対し監督指導を実施し、142事業場（88.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが74事業場、賃金不払残業があったものが8事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが41事業場であった。

表1　監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間（注3）	賃金不払残業（注4）	健康障害防止措置（注5）
合計（注1，2）		161（100%）	142（88.2%）	74（46.0%）	8（5.0%）	41（25.5%）
主な業種	商業	51（31.7%）	48	22	0	17
	製造業	16（9.9%）	15	7	0	3
	保健衛生業	32（19.9%）	23	12	3	4
	接客娯楽業	24（14.9%）	22	18	3	8
	建設業	12（7.5%）	11	5	2	3
	運輸交通業	8（5.0%）	6	4	0	1
	その他の事業（注6）	6（3.7%）	6	4	0	2

（注１）　主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

（注２）　かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

（注３）　労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第６項違反〔時間外労働の上限規制を超える時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

（注４）　労働基準法第37条違反〔法定の割増賃金を支払っていないもの。〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

（注５）　労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８違反〔１月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の８の３違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

（注６）　「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2　事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
161	42（26.1%）	74（46%）	26（16.1%）	13（8.1%）	2（1.2%）	4（2.5%）

表3　企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
161	13（8.1%）	55（34.2%）	26（16.1%）	27（16.8%）	22（13.7%）	18（11.2%）

２ 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1)　過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、69事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表４　過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
69	25	17	22	47	2	5

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注２）　１か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注３）　「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の２に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注４）　時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注５）　医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2)　労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、21事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
21	15	0	5	0	2	0

（注１）　指導事項は、一の事業場に複数の事項を指導している場合には、それぞれに計上している。

（注２）　各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

３ 監督指導により把握した実態

(1)　時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった74事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、42事業場で1か月80時間を、うち24事業場で1か月100時間を、うち7事業場で1か月150時間を、うち2事業場で1か月200時間を超えていた。

表6　監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実施事業場数	違法な時間外労働	80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
161	74	32	42	24	7	2

(2)　労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、13事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、67事業場でタイムカードを基礎に確認し、27事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、3事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、31事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7　監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1、2）				自己申告制（注2,3）
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を基礎	
13	67	27	3	31

（注１）　労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注２）　監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注３）　労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】　前年度の監督指導結果との比較

前年度の監督指導結果との比較は以下のとおり。

		令和６年度	令和７年度
監督指導実施事業場	監督実施事業場	124	161
	うち、労働基準法などの法令違反あり	111 *(89.5%)*	142 *(88.2%)*
主な違反内容	１　違法な時間外労働があったもの	67 *(54.0%)*	74 *(46.0%)*
	うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が１か月当たり 80 時間を超えるもの	37 *〈55.2%〉*	42 *〈56.8%〉*
	１か月当たり 100 時間を超えるもの	24 *〈35.8%〉*	24 *〈32.4%〉*
	１か月当たり 150 時間を超えるもの	4 *〈6.0%〉*	7 *〈9.5%〉*
	１か月当たり 200 時間を超えるもの	0 *〈0.0%〉*	2 *〈2.7%〉*
	２　賃金不払残業があったもの	9 *(7.3%)*	8 *(5.0%)*
	３　過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	21 *(16.9%)*	41 *(25.5%)*
主な健康障害防止に関する指導の状況	１　過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	60 *(48.4%)*	69 *(42.9%)*
	うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの	44 *〈73.3%〉*	47 *〈68.1%〉*
	２　労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	12 *(9.7%)*	21 *(13.0%)*

監督指導において違法な長時間労働を認めた事例

宮崎労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った事例を紹介します。

立入調査において把握した事実

事例１（旅館業）

1　長時間労働を原因とする脳心臓疾患の労災請求があった事業場（労働者（約14名））に対し、立入調査を実施した。

2　労働者２名について、36協定の締結なく、１か月100時間を超える違法な時間外・休日労働（最長：月164時間）が行われていた。

3　時間外労働及び休日労働に対する割増賃金が不足していた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
- 36協定なく時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆時間外労働及び休日労働に対する割増賃金が不足していたこと
- 時間外労働及び深夜労働に対し、法令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払うよう是正勧告（労働基準法第37条違反）

指導の結果

◆事業の一部を委託業務化し、長時間労働の解消を図っている。

時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第６項第２、３号）

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも
- **時間外労働･･･年720時間以内**
- **時間外労働＋休日労働･･･月100時間未満、２～６か月平均80時間以内**

とする必要があります。

法律による上限（限度時間の原則）
- ✓月45時間
- ✓年360時間

法定労働時間
- ✓１日８時間
- ✓１週40時間

法律による上限（特別条項/年６か月まで）
- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間※
- ✓月100時間未満※

＊１年単位の変形労働時間制の場合 月42時間、年320時間

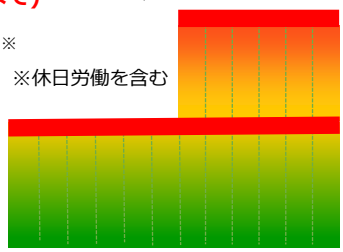

◆以下の事業・業務は、令和６年３月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
- 建設事業　・自動車運転の業務
- 医師
- 鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

監　督　指　導　事　例

立入調査において把握した事実

事例２
（接客娯楽業）

１　時間外・休日労働が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場（労働者（約56名））に対し、立入調査を実施した。

２　労働者２名について、１か月100時間を超える時間外・休日労働が認められ、36協定で定めた上限時間（特別条項：月８０時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月264時間）が認められた。

３　1か月８０時間を超える時間外・休日労働の行った労働者について、産業医に健康管理等に必要な情報を提供していないこと。

労働基準監督署の対応

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
- 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆産業医に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供
- 1か月８０時間を超える時間外・休日労働の行った労働者について、産業医に健康管理等に必要な情報を提供するよう是正勧告(労働安全衛生規則第14条の２違反)

指導の結果

◆1週間ごとに労働時間の管理を行い、時間外労働の削減を図っている。

過重労働による健康障害防止

長時間労働を行う労働者については、下記のとおり面接指導等を実施することとされています。

次の要件に該当する労働者
① 時間外・休日労働時間が月80時間（※）を超えていること
② 疲労の蓄積が認められること
③ 本人が申し出ていること

⇨ **面接指導の実施義務**

事業場で定めた基準（※）に該当する労働者

（※）① 時間外・休日労働時間が月80時間超の労働者について、本人の申出がない場合であっても面接指導を実施するように基準の策定に努める。
② 時間外・休日労働時間が月45時間超の労働者について、健康への配慮が必要な者の範囲と措置について検討し、それらの者が措置の対象となるよう基準の策定に努める。

⇨ **面接指導その他これに準ずる措置を実施する努力義務**

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるよう、**客観的な方法等により、労働時間の状況を把握しなければなりません。**

監　督　指　導　事　例

立入調査において把握した事実

事例3
(飲食店)

1　時間外・休日労働が１か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場（労働者（約27名））に対し、立入調査を実施した。

2　労働者１名について、１か月150時間を超える時間外・休日労働が認められ、36協定で定めた上限時間（月４５時間）を超える違法な時間外・休日労働（最長：月15６時間）が認められた。

3　年次有給休暇が１０日以上付与される労働者に対し、１年以内に５日以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。

労働基準監督署の対応

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと
- 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項違反）
- 時間外・休日労働時間を１か月当たり45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

◆年５日以上の年次有給休暇を取得させていなかったこと
- 年５日以上の年次有給休暇を取得させるよう是正勧告（労働基準法第39条第７項違反）

指導の結果

◆人員不足を解消し、長時間労働の削減を図っている。

年５日の年次有給休暇の確実な取得

すべての企業において、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、**年次有給休暇の日数のうち年５日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。**

対象者
年次有給休暇が**10日以上**付与される労働者
※　対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

休暇を取得させる手段
●使用者による時季指定
●労働者自ら請求・取得
●計画年休
⇒ 年次有給休暇を付与した日（基準日）から1年以内に**5日**について、いずれかの方法で取得させる必要あり。
※労働者の意見や希望を聴取する必要があります。

管理簿の作成
労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する必要あり
※管理簿では時季、日数及び基準日を明確にしておく必要があります。

就業規則への規定
●時季指定の対象となる労働者の範囲
●時季指定の方法
⇒ 使用者による時季指定を実施する場合は、就業規則に記載する必要あり

企業が実施した長時間労働削減のための自主的な取組事例

宮崎労働局では、11月の過重労働解消キャンペーンの一環として、宮崎労働局長が働き方改革の取組を進めている企業との意見交換を実施しています。実施企業の中で、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っていた事例を紹介します。

事例

情報処理サービス業（労働者数：約１４５人）

1　業務の標準化、仕組み化

属人化を排除するため、セキュリティ（脆弱性）診断の検査項目の細分化や検査方法の統一、この結果、チーム内でのサポート体制が確立し、急な休み等が生じた場合でも他のメンバーやチームが柔軟にサポートできる体制が整った。

2　独自の教育体制による人材育成

標準化されたセキュリティ（脆弱性）診断について独自の研修プログラムを構築し、約1年でエンジニアから案件のリーダーや難易度の高い診断を扱うエンジニアを目指すロードマップを引き、育成を行い、社員一人一人の能力向上に力を入れている。

3　資格取得の支援

社員の能力向上を目的に、各種資格の取得を推奨している。
会社内の勉強会、試験費用の支援を行い、社員のキャリア形成を支援している。

4　賃金の引き上げ

2024年10月から2025年9月にかけての平均賃金引上げ率が15%を達成した。
賃金＝コストと考えず、人の投資として、企業の成長、社員の成長を実現していく。

◆ 取組の効果

・時間外労働
　令和６年：月平均７．３時間（全国平均：月15.8時間）

・年次有給休暇の状況
　取得率　令和６年：80.17%（全国平均：67.1%）

参 考 資 料

■ 時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として**月45時間**、**年360時間**（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満（休日労働含む）**、**複数月平均80時間以内（休日労働含む）**とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／一部、令和6年４月１日から適用開始。

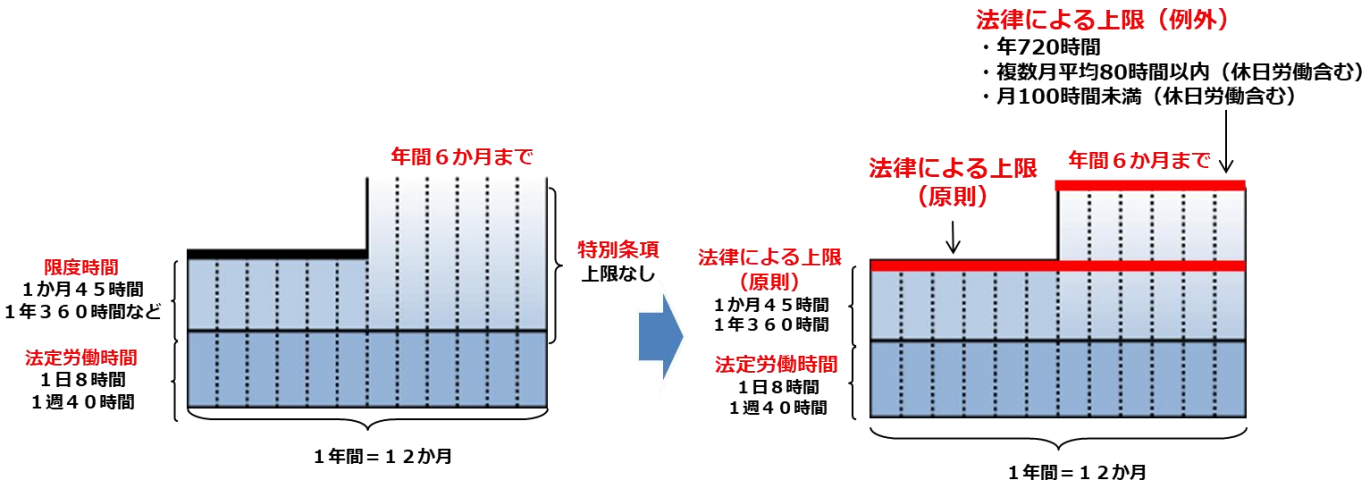

＜令和６年度適用開始業務等＞

事業・業務	令和６年４月1日以降
建設事業	●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓２～６か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６か月までとする規制は適用されません ●医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※　医業に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。 地域医療確保暫定特例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。

労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものである。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・ 終業時刻を確認し、これを記録すること。（ガイドライン4（1））

自己申告により労働時間を把握する場合の措置

① 自己申告を行う労働者のみでなく、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置について、十分な説明を行うこと。（ガイドライン4（3）ア・イ）

② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した事業場内にいた時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。（ガイドライン4（3）ウ・エ）

③ 労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないことを改めて示し、さらに、労働者間で慣習的に過少申告が行われていないかについても確認すること。（ガイドライン4（3）オ）

労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。 （ガイドライン4（6））

労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。（ガイドライン4（7））

長時間労働者への医師による面接指導制度

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、事業者は長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導により、当該労働者の健康状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じます。

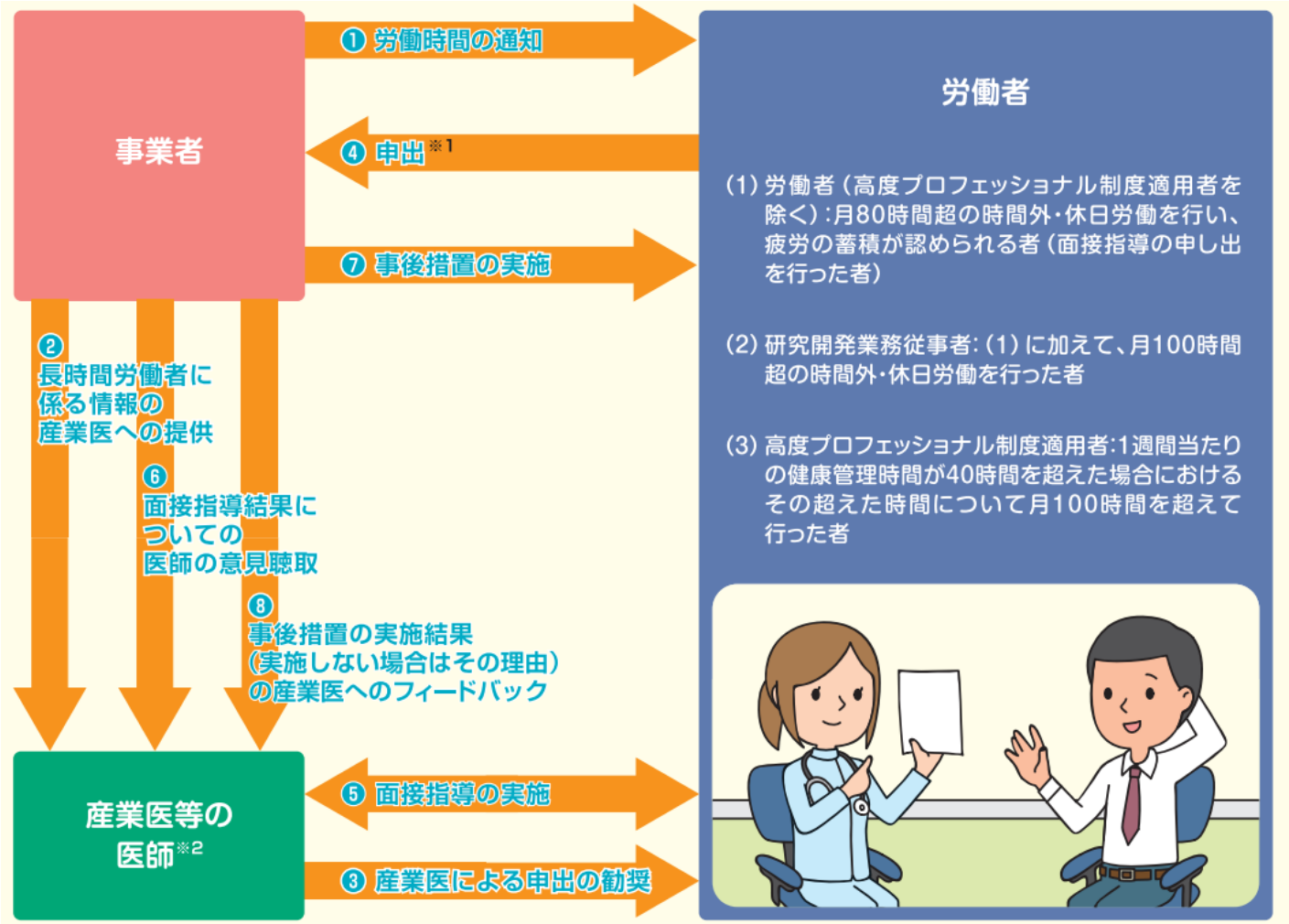

※1　月100時間超の時間外・休日労働を行った研究開発業務従事者、1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた場合におけるその超えた時間について月100時間を超えて行った高度プロフェッショナル制度適用者については、面接指導実施の申出がなくても対象。
※2　労働者数50人未満の小規模事業場は、地域産業保健センターの活用が可能。

※リーフレット
全体版はこちら

ストレスチェック制度

○　労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、労働者自身のストレスへの気付きを促し、個々のストレスを低減するとともに、ストレスの高い者を早期に発見し、医師による面接指導を実施することで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としています。加えて、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものの低減に努めることを事業者に求めるものです。

○　ストレスチェック及び高ストレス者への面接指導の実施については、平成27年12月に労働者数50人以上の事業場において義務化されました。また、令和７年５月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にも義務化されます（公布後３年以内に施行）。

ストレスチェックの実施

・常時使用する労働者に対して、年に１回、ストレスチェックを実施する必要があります。

面接指導の実施

・高ストレス者と選定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施する必要があります。
・事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

※労働者数50人以上の事業場においては、ストレスチェックと面接指導の実施状況を労働基準監督署に報告する必要があります。

ストレスチェック制度の流れ

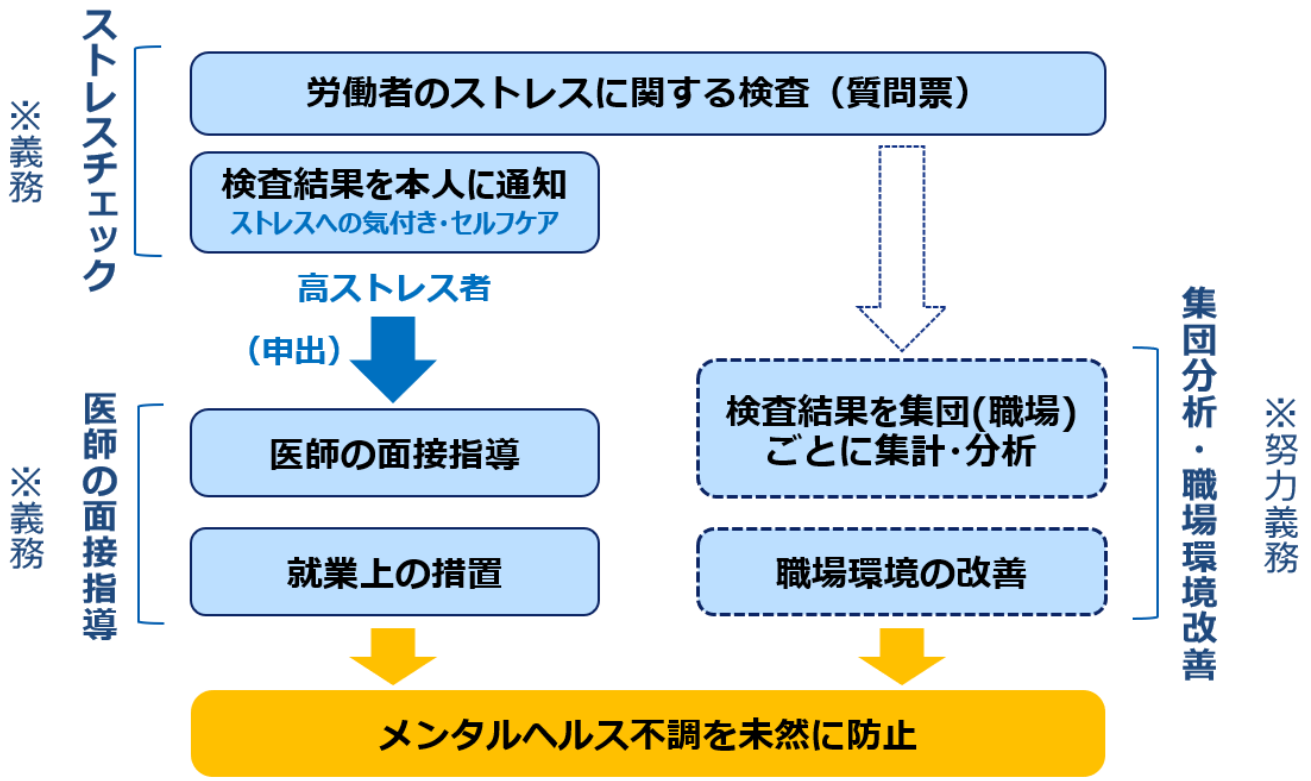

働き方改革推進支援助成金のご案内

業種別課題対応コース

特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休２日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

コース別HPはこちら

助成金の活用事例（業種別課題対応コース（建設業）の事例）

企業の課題

土木工事積算システムを導入

助成金による取組

積算業務を効率化し、労働時間を削減したい！

改善の結果

過去の類似工事との比較が容易になり、より短時間で適正な積算値を算出できるようになった。

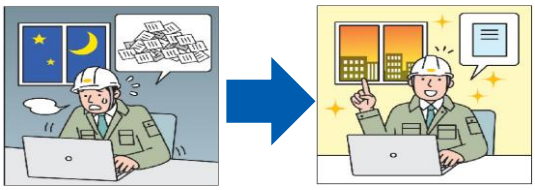

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に！

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する**都道府県労働局　雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室**にお尋ねください。

厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
令和8年10月30日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
課　　長　　谷宮　俊実
主任監察監督官　　黒木　章寛
（電話）0985-38-8834
（FAX）0985-38-8830

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的に、宮崎労働局（局長　吉越　正幸）では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

「過労死等」とは･･･（１）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
（２）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
（３）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

【取組概要】

１　国民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

宮崎会場では、シンポジウムを開催し、過労死遺族の方の体験談やメンタルヘルスの専門家等による講演などを行います（無料でどなたでも参加できます。）。

日時：令和８年 11 月 26 日（木）　15:00～17:00（受付 14:30～）
場所：宮崎観光ホテル　紅日向の間　（宮崎市松山１丁目１番１号）

［参加申込方法］事前に下記ホームページからお申込みください。
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

２　過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料電話相談などを行います。

［過重労働解消キャンペーン特設ページ］
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

■「過重労働解消キャンペーン」の概要

１　労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、宮崎労働局長名による協力要請を行います。

２　宮崎労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

宮崎労働局長が、地域において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ職場訪問等を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。

３　重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

４　過重労働相談受付集中期間を設定します

11 月１日（日）から 11 月７日（土）を過重労働相談受付集中期間（11 月１日（日）、11 月３日（火・祝日）を除く。）とし、宮崎労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

５　特別労働相談を実施します

11 月７日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル）
（なくしましょう　長い残業）
実施日時：**令和８年 11 月７日（土）９：00～17：00**
※労働基準監督官が相談に対応します。

労働条件相談ほっとライン

電話番号：０１２０－８１１－６１０（フリーダイヤル）
（は　い　！　労　働）
実施日時：令和８年 11 月７日（土）９：00～21：00
※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。
［専用ホームページ］
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

６　過重労働解消のためのセミナーを実施します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10 月～１月に、会場開催又はオンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。
また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。
（無料でどなたでも参加できます。）
［専用ホームページ］
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

［別紙１］過労死等防止対策推進シンポジウム
［別紙２］過労死等防止啓発パンフレット
［別紙３］過労死等防止啓発リーフレット
［別紙４］過重労働解消のためのセミナー
［参　考］令和７年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

宮崎
会場

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

日　時　2026. 11.26(木)　15:00~17:00（受付14:30~）

参加無料
事前申込

会　場　**宮崎観光ホテル　紅日向の間**
（宮崎市松山1-1-1）

●お申込み・特設ホームページはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム

二次元コードを読み込んで下さい。

主催：厚生労働省　　後援：宮崎県、宮崎県医師会、宮崎県社会保険労務士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
働くもののいのちと健康を守る宮崎県連絡会、宮崎過労死弁護団、宮崎県民主医療機関連合会、東九州過労死を考える家族の会

宮崎会場

プログラム

［主催者挨拶］宮崎労働局労働基準部監督課
［宮崎県挨拶］宮崎県商工観光労働部

［基調講演］
「過労シニアの実像 ～高齢者が死ぬまで働く時代は来るのか～」
若月 澪子 氏（ジャーナリスト、ルポライター）

［事例報告］
「宮崎県でもいまだにある過労死」
西田 隆二 氏（弁護士法人西田法律事務所）

［過労死ご遺族による体験談発表］

若月 澪子 氏

ジャーナリスト、ルポライター

1975年生まれ。大学卒業後、NHK高知放送局・NHK首都圏放送センターで有期雇用のキャスター、ディレクターとしてローカル放送の番組制作に携わる。結婚退職後に育児のかたわらウェブライターとして借金苦、終活、副業に関する取材・執筆を行う。日刊ゲンダイ、プレジデントオンライン、中央公論、JBpress等にて執筆。生涯、非正規労働者。ギグワーカーとして様々な仕事を体験中。
著書に『副業おじさん 傷だらけの俺たちに明日はあるか』（朝日新聞出版）『ルポ過労シニア　高齢労働者はなぜ激増したのか』（朝日新書）

会場のご案内

宮崎観光ホテル　紅日向の間
（宮崎市松山1-1-1）

［電車］・JR「宮崎駅」より タクシー約5分、徒歩約20分、バス約15分
［車］・宮崎自動車道 宮崎ICより 国道220号経由 約10分
・東九州自動車道 宮崎西ICより 国道10号経由 約15分

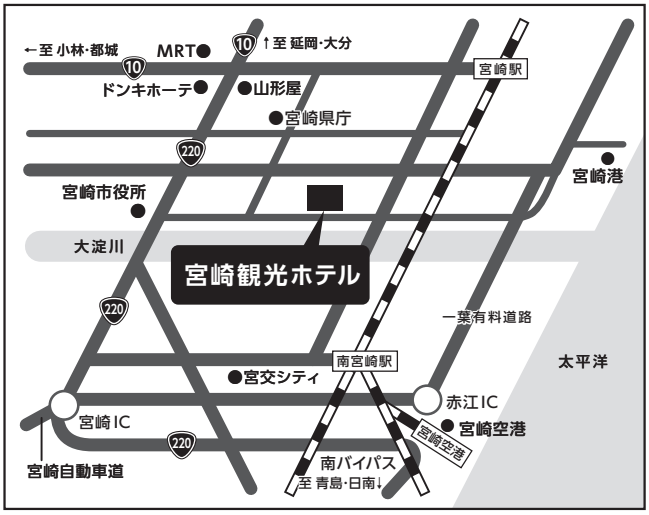

参加申込みについて

○会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
○申し込みはWebまたはFAXでお願いします。
○受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
○定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
○定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
○連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
○参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら　過労死等防止対策推進シンポジウム 検索
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。**FAX番号 03-6264-6445**
●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →□同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

●次の該当する□に✔をお願いいたします。
□経営者　□会社員　□公務員　□団体職員　□教職員　□医療関係者　□弁護士　□社会保険労務士
□パート・アルバイト　□学生　□過労死等の当事者・家族　□その他［　　］

お名前 5名以上のお申込みは、別紙（様式自由）にてFAXしてください。	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL：　　●FAX：	
	●E-mail：	
企業・団体名		

●基調講演について質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではございません。

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先）厚生労働省本シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク　電　話：0570-036-222（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ 過労死等を防止するための対策BOOK

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料 11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。
過労死等防止対策推進シンポジウム▶0570-036-222 専用ナビダイヤル（月～金9:00～17:30）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら 厚労省 過労死防止 検索

11月は過労死等防止啓発月間です。
過労死等防止啓発月間には、過重労働解消キャンペーンを実施しています

1 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3 長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4 労働相談を実施します

11月7日（土）を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和8年11月7日（土）
9:00～17:00

なくしましょう 0120-794-713 長い残業

11月1日～7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します（無料でどなたでも参加できます）。
＊詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

参加費無料

＊全国47都道府県で全48回開催（無料でどなたでも参加できます）。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

Q1 過労死等とは？

A1

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

［過労死等の定義］

◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

［長時間労働と過労死等］

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

■時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係

《 注意 》
①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

［過労死等防止は喫緊の課題］

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務となっています。

■精神障害に係る労災支給決定件数の推移

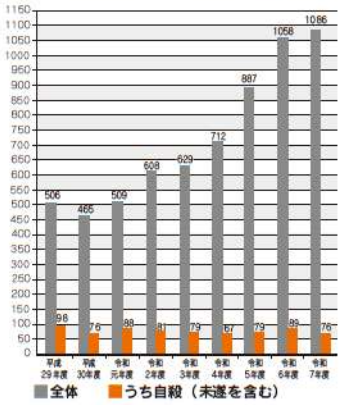

注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数の推移

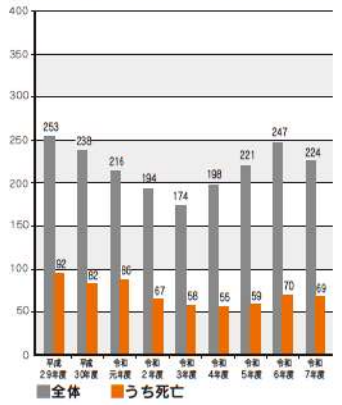

注）労災支給決定件数は、当該年度内に「業務災害」または「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

［過労死等防止に関連する国の目標］

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。
◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）
　特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
　（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）
　（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）
　特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）
◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）
◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）
◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、
週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移

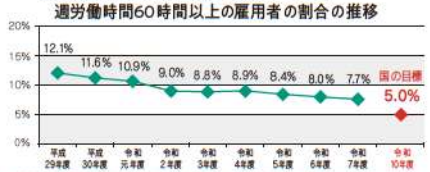

※資料出所：総務省「労働力調査」　※資料は非農林業雇用者数により作成。

■年次有給休暇の取得率の推移

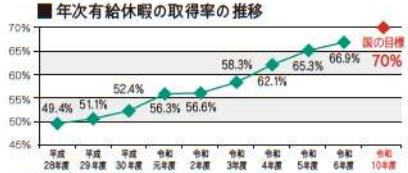

※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

事業主の取組

Q2 長時間労働の削減に向けて、事業主が取り組むべきことは？

A2

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。
時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

［適正な労働時間の把握］

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で詳しく解説しています。

［「時間外・休日労働協定（36協定）」の周知を］

使用者が法定労働時間（原則、1日8時間、週40時間）を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合（ない場合には過半数代表者）と締結し、労働基準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

ⓘ 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5％以下とする（2028年まで）

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q3 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

A3

事業主は労働者の健康づくりに向け
積極的に支援すること、
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

［睡眠時間の確保および健康づくりを］

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

［若年労働者などにも配慮した対策を］

若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

高年齢労働者への取り組みは「高年齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

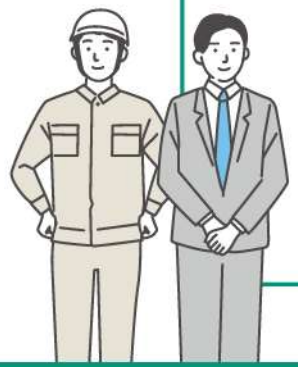

Q4

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

働き方はどのように見直せばよいですか？

A4

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。
使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

【ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を】

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進めることが必要です。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかり休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

ⓘ関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70％以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上の全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。

Q5

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

勤務間インターバル制度とは？

A5

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。
労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

➡勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等をとりまとめたマニュアル、導入事例があります。

➡制度を導入する中小企業への助成金があります。

ⓘ関連する国の目標

勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
(1) 制度を知らなかった企業割合を5％未満に、
(2) 制度を導入している企業割合を15％以上とする（2028年まで）

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、
事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1　従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2　従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3　生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html

働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html

Q6

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

心の健康を保つために取り組むべきことは？

A6

事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

［メンタルヘルスケアが重要］

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。

［ストレスチェックの実施を］

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックの実施が義務化されます（施行は令和10年4月1日））。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

！関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「厚生労働省HP」
小規模事業場向けのマニュアル等、ストレスチェックの実施に役立つ情報を掲載しています。

ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」
0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）

Q7

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

A7

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。

ハラスメントの被害を受けた労働者の方やハラスメントの被害に気づいた周囲の労働者の方は、相談窓口へ連絡しましょう。

職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

● 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※令和8年10月1日より、カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります。事業主が講ずべき具体的な内容は、指針においてお示ししておりますのでご参照ください。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

ハラスメント対策の総合情報サイト
「あかるい職場応援団」もご活用ください。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q8 新しい働き方を導入する場合はどのように対応すべき？

A8

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、企業も労働者も安心して取り組むことができる環境を整備することが重要です。

［テレワーク］

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせる機会が減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。

労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

［副業・兼業］

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によって労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

［フリーランス］

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が令和6年11月に施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

副業・兼業については厚生労働省HPへ

フリーランス・事業者間取引適正化等法については厚生労働省HPへ

【労働者用】自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

【事業者用】テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト

労働者の取組 ＋ 事業主の取組

Q9 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

A9

労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。

事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。

上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

［相談しやすい環境の整備を］

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましょう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

▼相談窓口は、P13・P14へ

！関連する国の目標

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50％未満とする（2027年まで）

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

● 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
● このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
● あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日　　年　　月　　日

1.最近1か月間の自覚症状　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
2. 不安だ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
3. 落ち着かない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
4. ゆううつだ	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
5. よく眠れない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
6. 体の調子が悪い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
7. 物事に集中できない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
8. することに間違いが多い	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
10. やる気が出ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
11. へとへとだ（運動後を除く）※1	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
13. 以前とくらべて、疲れやすい	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
14. 食欲がないと感じる	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）

※1：へとへと：非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

Ⅰ	0～2点	Ⅱ	3～7点	Ⅲ	8～14点	Ⅳ	15点以上

2.最近1か月間の勤務の状況　各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	□ ない又は適当（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	——
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	——
4. 深夜勤務に伴う負担※2	□ ない又は小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	□ 適切である（0）	□ 不適切である（1）	——
6. 仕事についての身体的負担※3	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	□ 小さい（0）	□ 大きい（1）	□ 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	□ 少ない（0）	□ 多い（1）	□ 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかかって仕方ない	□ ほとんどない（0）	□ 時々ある（1）	□ よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4	□ 十分（0）	□ やや足りない（1）	□ 足りない（3）

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担　※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】各々の答えの（　）内の数字を全て加算してください。　合計　　点

A	0点	B	1～5点	C	6～11点	D	12点以上

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、
あなたの疲労蓄積度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

自覚症状	勤務の状況 A	B	C	D
Ⅰ	0	0	2	4
Ⅱ	0	1	3	5
Ⅲ	0	2	4	6
Ⅳ	1	3	5	7

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方の場合は判定が正しく行われない可能性があります。

判定	点数	疲労蓄積度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

あなたの疲労蓄積度の点数は　　点（0～7）

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の**点数が2～7の人**は、**疲労が蓄積されている可能性**があり、
チェックリストの2に掲載されている**"勤務の状況"の項目の改善**が必要です。

・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

○ 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
○ 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間　平日8:30~17:15)

●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.
0120-811-610　平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。
https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた
アドバイスを無料で行っています。
お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/content/001674098.pdf

●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者など)に向けた、健康管理や
メンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。
また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。
https://www.johas.go.jp/facilities/sanpo-center/

●こころの耳(ポータルサイト)

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。
https://kokoro.mhlw.go.jp/

●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。
電話相談　**0120-565-455** 月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)
メール相談　24時間受付
SNS相談　月~金 17:00~22:00/土・日 10:00~16:00(祝日及び年末年始を除く)

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。
電話やSNSの相談窓口を紹介しています。
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html

●過労死等防止調査研究センター(RECORDs)

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。
https://records.johas.go.jp/

◎過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

●全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

https://karoshi.jp/

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院　内閣官房内閣人事局　総務省　文部科学省

厚生労働省ホームページ ▶ https://www.mhlw.go.jp

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省　過労死防止　検索

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間　平日8：30～17：15）

●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日／17:00～22:00　土・日・祝日／9:00～21:00（12/29～1/3を除く）

●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/

ハラスメントに関するご相談は・・・

●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの相談はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関する
あらゆる分野について相談を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金／17:00～22:00　土・日／10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談　24時間受付

SNS相談　月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
（祝日及び年末年始を除く）

●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

https://kokoro.mhlw.go.jp/

●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/

過労死等防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

https://karoshi-boushi.net/

全国過労死を考える家族の会

https://karoshi-kazoku.net/

過労死弁護団全国連絡会議

（過労死110番全国ネットワーク）

https://karoshi.jp/

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先　専用ナビダイヤル（月～金 9:00～17:30）**0570-036-222**

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

もう、知らなかったじゃ済まされない

全52回
参加費無料

過重労働解消のための セミナー

こんな方におすすめです
☑事業主の方 ☑管理職の方 ☑企業の人事・労務担当者の方

過重労働防止に関する**基本ルール**や**裁判例**、**企業の取り組み事例**など、
明日から使える実務知識を**わかりやすく解説**します。

開催日程
2026年10月~2026年12月
詳しくは、下記専用Webサイトをご覧ください。

開催方法
会場開催:47都道府県で各1回開催
1回120分~150分(休憩10分)
※オンライン併用の「ハイブリッド開催」となります。
オンライン開催:3回 (Zoom ウェビナー使用)

特別企画
業務効率化セミナー
オンライン開催:2回
企業・団体単位での個別開催を
ご希望の場合は、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ・セミナー受講のお申し込みはこちら

企業と働く人、
どちらも守るために。

過重労働解消のためのセミナー 専用Webサイト
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou
過重労働解消セミナー 検索

厚生労働省
令和8年度 厚生労働省委託事業
就業環境整備・改善支援事業

<業務受託> 佐川印刷株式会社
〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル1階
TEL:050-5574-5071 (平日9~12時、13~17時受付)
MAIL:shuugyou@spcom.co.jp

過重労働解消のためのセミナーとは･･･

過重労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、企業にとっても大きなリスクとなります。

本セミナーでは、過重労働防止に関する法令・ガイドラインのポイントをはじめ、裁判例や企業の具体的な取り組み事例を通じて、実務にすぐ役立つ知識と対応の考え方を解説します。

\わかりやすく/

マンガで判例を紹介!!

セミナーについて

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、**「実践的に使える知識」**を提供します。

- 法令、ガイドライン等のポイント解説
- 過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
- 過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など

セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

現地会場開催（47都道府県）＋ハイブリッド配信にて開催

※現地に参加できない方もオンラインにて参加いただけます。オンライン参加の場合はZoom URLをメールにて送信いたします。

オンラインはZoomで開催予定です。

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

参 考

令和8年7月15日（水）

照会先
労働基準局 補償課 職業病認定対策室
室長：　　西村　政也
室長補佐：　三浦　　剛
(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線5573、5570)
(直通電話) 03 (3502) 6750

報道関係者 各位

令和７年度「過労死等の労災補償状況」を公表します

厚生労働省は、令和７年度の「過労死等※1の労災補償状況」を取りまとめましたので、本日公表します。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数※2や、労災保険給付の支給決定件数※3などを、平成14年以降年１回、取りまとめています。

※１ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第２条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

※２ 請求件数は、令和７年度中の労災保険給付の請求件数ですが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではありません。

※３ 支給決定件数は、令和７年度中に「業務災害（労働者災害補償保険法第７条第１項第１号）」または「複数業務要因災害※4（同法第７条第１項第２号）」と認定した件数で、令和７年度以前に請求があったものを含みます。なお、複数業務要因災害の請求は業務災害の請求と区別されずに行われることから、請求件数は区分して集計していません。

※４ 事業主が同一でない二以上の事業に同時に使用されている労働者について、全ての就業先での業務上の負荷を総合的に評価することにより傷病等との間に因果関係が認められる災害のことをいいます。

ポイント

過労死等に関する請求件数
6,212件（前年度比1,402件の増加）

決定件数
4,692件（前年度比377件の増加）

支給決定件数
1,310件（前年度比５件の増加）
うち死亡・自殺（未遂を含む）件数　145件（前年度比14件の減少）

過労死等に関する支給決定件数の推移

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
過労死等	803	910	1,108	1,305	1,310
脳・心臓疾患	174	198	221	247	224
業務災害	172	194	216	241	217
複数業務要因災害	2	4	5	6	7
精神障害	629	712	887	1,058	1,086
業務災害	629	710	883	1,056	1,082
複数業務要因災害	0	2	4	2	4

1　業務災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

（１）　請求件数は1,254件で、前年度比224件の増加。

うち死亡件数は前年度比48件増の303件。**P４ 表１－１**

（２）　支給決定件数は217件で前年度比24件の減少。

うち死亡件数は67件で前年度と同数。**P４ 表１－１**

（３）　業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「運輸業、郵便業」257件、「サービス業（他に分類されないもの）」166件、「建設業」164件の順で多い。

支給決定件数は「運輸業、郵便業」64件、「卸売業、小売業」37件、「建設業」21件の順に多い。**P５ 表１－２**

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「運輸業、郵便業」のうち「道路貨物運送業」179件、50件が最多。**P６ 表１－２－１、P７ 表１－２－２**

（４）　職種別の傾向

・職種別(大分類)

請求件数は「輸送・機械運転従事者」231件、「サービス職業従事者」170件、「専門的・技術的職業従事者」165件の順で多い。

支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」55件、「専門的・技術的職業従事者」38件、「サービス職業従事者」26件の順に多い。**P８ 表１－３**

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「輸送・機械運転従事者」のうち「自動車運転従事者」215件、53件が最多。**P9 表1－3－1、P10 表1－3－2**

（5） 年齢別の傾向

請求件数は「50～59歳」508件、「60歳以上」452件、「40～49歳」220件の順で多い。

支給決定件数は「50～59歳」79件、「60歳以上」63件、「40～49歳」58件の順に多い。**P11 表1－4**

（6） 時間外労働時間別（１か月又は２～６か月における１か月平均）の傾向

支給決定件数は、「評価期間1か月」では「100時間以上～120時間未満」27件が最も多い。

また、「評価期間２～６か月における１か月平均」では「60時間以上～80時間未満」48件が最も多い。**P14 表1－6**

2　業務災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況

（1） 請求件数は4,958件で前年度比1,178件の増加。

うち未遂を含む自殺の件数は前年度比13件増の215件。**P16 表2－1**

（2） 支給決定件数は1,082件で前年度比26件の増加。

うち未遂を含む自殺の件数は前年度比12件減の76件。**P16 表2－1**

（3） 業種別の傾向

・業種別（大分類）

請求件数は「医療、福祉」1,288件、「製造業」720件、「卸売業、小売業」645件の順で多い。

支給決定件数は「医療、福祉」292件、「製造業」158件、「卸売業、小売業」116件の順に多い。**P17 表2－2**

・業種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに業種別（大分類）の「医療、福祉」のうち「社会保険・社会福祉・介護事業」706件、151件が最多。**P18 表2－2－1、P19 表2－2－2**

（4） 職種別の傾向

・職種別（大分類）

請求件数は「専門的・技術的職業従事者」1,367件、「事務従事者」1,137件、「サービス職業従事者」733件の順で多い。

支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」296件、「サービス職業従事者」174件、「事務従事者」165件の順に多い。**P20 表2－3**

・職種別（中分類）

請求件数、支給決定件数ともに職種別（大分類）の「事務従事者」のうち「一般事務従事者」833件、109件が最多。**P21 表2－3－1、P22 表2－3－2**

（5） 年齢別の傾向

請求件数は「40～49歳」1,344件、「50～59歳」1,207件、「30～39歳」1,122件の順で多い。

支給決定件数は「40～49歳」294件、「50～59歳」244件、「30～39歳」243件の順に多い。**P23 表２－４**

（６） 時間外労働時間別（１か月又は２～６か月における１か月平均）の傾向

支給決定件数は「20時間未満」が57件で最も多く、次いで「40時間以上～60時間未満」が55件。**P25 表２－６**

（７） 出来事※別の傾向

支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」222件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」と「セクシュアルハラスメントを受けた」127件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」113件の順に多い。**P27 表２－８**

※「出来事」とは精神障害の発病に関与したと考えられる事象の心理的負荷の強度を評価するために、認定基準において、一定の事象を類型化したもの。

３　業務災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況

業務災害に係る裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は２件で、専門業務型裁量労働制対象者と企画業務型裁量労働制対象者が１件ずつであった。また、精神障害の支給決定件数は９件で、いずれも専門業務型裁量労働制対象者であった。**P28 表３**

４　複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

支給決定件数は７件で、前年度比１件の増加。
うち死亡件数は前年度比１件減の２件。**P29 表４－１**

５　複数業務要因災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況

支給決定件数は４件で、前年度比２件の増加。
うち未遂を含む自殺の事案は無かった。**P32 表５－１**

６　複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況

複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する脳・心臓疾患の支給決定件数は１件で、専門業務型裁量労働制対象者であった。また、精神障害の裁量労働制該当事案は無かった。**P36 表６**

※　詳細は別添資料をご覧ください。

別添資料１　業務災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況［PDF形式：845KB］

別添資料２　業務災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況［PDF形式：974KB］

別添資料３　業務災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況［PDF形式：84KB］

別添資料４　複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況［PDF形式：239KB］

別添資料５　複数業務要因災害に係る精神障害に関する事案の労災補償状況［PDF形式：325KB］

別添資料６　複数業務要因災害に係る裁量労働制対象者に関する労災補償状況［PDF形式：86KB］

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

（　抜　粋　）

表1－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の労災補償状況

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数 注2	753（　124）	803（　125）	1023（　171）	1030（　165）	1254（　176）
	決定件数 注3	525（　67）	509（　84）	667（　88）	784（　112）	811（　110）
	うち支給決定件数 注4	172（　9）	194（　18）	216（　18）	241（　12）	217（　15）
	［認定率］注5	［32.8%］（　13.4%）	［38.1%］（　21.4%）	［32.4%］（　20.5%）	［30.7%］（　10.7%）	［26.8%］（　13.6%）
うち死亡	請求件数	173（　17）	218（　15）	247（　30）	255（　16）	303（　19）
	決定件数	169（　11）	139（　19）	187（　10）	232（　23）	236（　13）
	うち支給決定件数	57（　1）	54（　7）	58（　5）	67（　3）	67（　3）
	［認定率］	［33.7%］（　9.1%）	［38.8%］（　36.8%）	［31.0%］（　50.0%）	［28.9%］（　13.0%）	［28.4%］（　23.1%）

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況　注6

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	支給決定件数 注7	15（　0）	9（　0）	3（　0）	2（　1）	1（　0）
	うち死亡	5（　0）	6（　0）	3（　0）	2（　1）	1（　0）

注　1　本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
　　2　請求件数は、当該年度中の労災保険給付の請求件数であるが、必ずしも同年度中に決定（支給・不支給）されているものではない。
　　3　決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。
　　4　支給決定件数は、決定件数のうち「業務災害」と認定した件数である。
　　5　認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。
　　6　審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
　　7　審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
　　8　（ ）内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の（ ）内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。

図1－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移

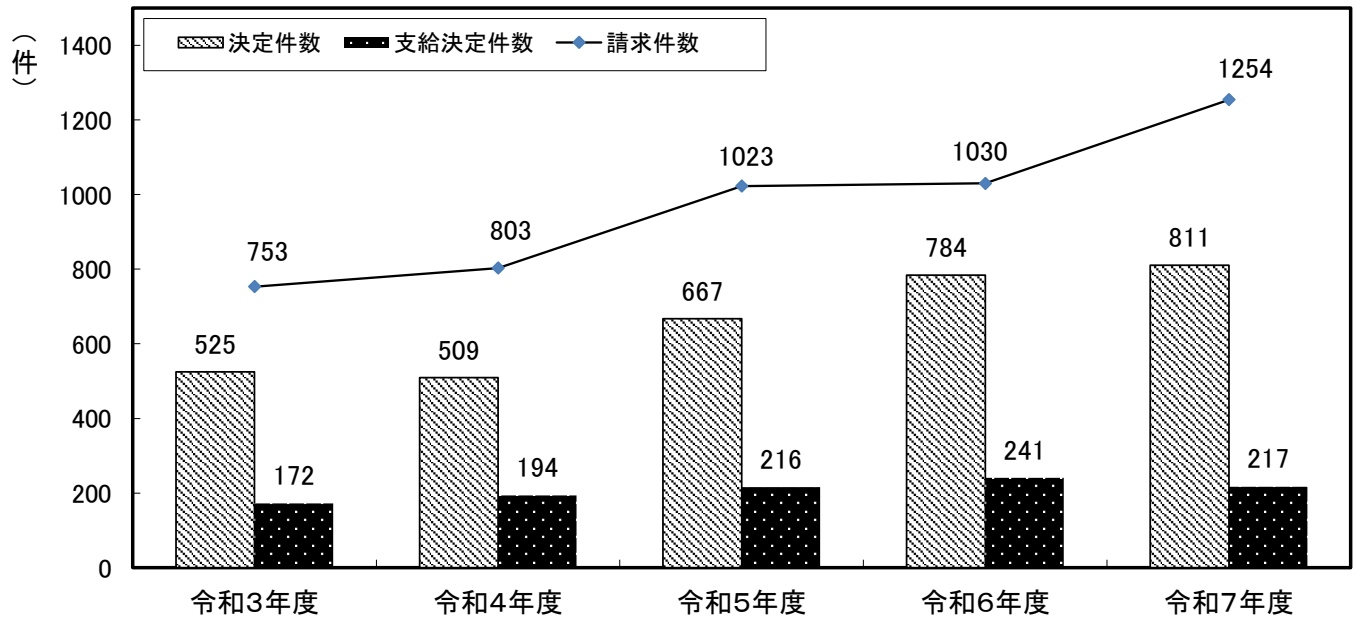

表1－2 業務災害に係る脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類) ＼ 年度	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業・漁業・鉱業、採石業、砂利採取業	21 (0) 〈 9 (0)〉	10 (1) 〈 4 (0)〉	5 (0) 〈 3 (0)〉	16 (1) 〈 4 (0)〉	15 (2) 〈 5 (0)〉	4 (1) 〈 0 (0)〉
製造業	100 (3) 〈 20 (0)〉	81 (5) 〈 28 (1)〉	24 (1) 〈 11 (1)〉	114 (6) 〈 33 (1)〉	67 (2) 〈 17 (0)〉	11 (0) 〈 2 (0)〉
建設業	128 (3) 〈 39 (0)〉	81 (2) 〈 27 (0)〉	16 (1) 〈 6 (0)〉	164 (1) 〈 49 (0)〉	106 (2) 〈 39 (0)〉	21 (1) 〈 8 (0)〉
運輸業、郵便業	213 (8) 〈 68 (1)〉	193 (4) 〈 56 (0)〉	88 (0) 〈 21 (0)〉	257 (9) 〈 82 (2)〉	177 (5) 〈 67 (2)〉	64 (1) 〈 23 (0)〉
卸売業、小売業	150 (35) 〈 40 (4)〉	94 (16) 〈 28 (4)〉	20 (1) 〈 5 (0)〉	151 (28) 〈 35 (6)〉	116 (20) 〈 40 (4)〉	37 (2) 〈 12 (1)〉
金融業、保険業	9 (2) 〈 0 (0)〉	4 (1) 〈 0 (0)〉	1 (0) 〈 0 (0)〉	13 (8) 〈 0 (0)〉	9 (4) 〈 0 (0)〉	0 (0) 〈 0 (0)〉
教育、学習支援業	22 (6) 〈 7 (1)〉	16 (4) 〈 5 (2)〉	2 (0) 〈 1 (0)〉	21 (6) 〈 5 (1)〉	20 (5) 〈 5 (0)〉	6 (2) 〈 1 (0)〉
医療、福祉	97 (58) 〈 17 (6)〉	70 (42) 〈 18 (9)〉	10 (2) 〈 1 (0)〉	108 (56) 〈 12 (4)〉	64 (34) 〈 8 (3)〉	12 (4) 〈 3 (1)〉
情報通信業	29 (3) 〈 5 (0)〉	24 (2) 〈 4 (0)〉	6 (1) 〈 1 (0)〉	51 (6) 〈 12 (1)〉	36 (4) 〈 11 (1)〉	10 (0) 〈 4 (0)〉
宿泊業、飲食サービス業	66 (18) 〈 13 (3)〉	61 (17) 〈 9 (2)〉	28 (3) 〈 3 (1)〉	82 (16) 〈 17 (2)〉	51 (12) 〈 10 (1)〉	19 (1) 〈 5 (0)〉
サービス業(他に分類されないもの)	117 (15) 〈 24 (1)〉	88 (9) 〈 30 (2)〉	19 (2) 〈 6 (0)〉	166 (16) 〈 30 (1)〉	85 (9) 〈 19 (1)〉	16 (2) 〈 4 (1)〉
その他の事業(上記以外の事業)	78 (14) 〈 13 (0)〉	62 (9) 〈 23 (3)〉	22 (1) 〈 9 (1)〉	111 (23) 〈 24 (1)〉	65 (11) 〈 15 (1)〉	17 (1) 〈 5 (0)〉
合計	1030 (165) 〈 255 (16)〉	784 (112) 〈 232 (23)〉	241 (12) 〈 67 (3)〉	1254 (176) 〈 303 (19)〉	811 (110) 〈 236 (13)〉	217 (15) 〈 67 (3)〉

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」などである。
3 ( )内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

図1－2 業種別構成比

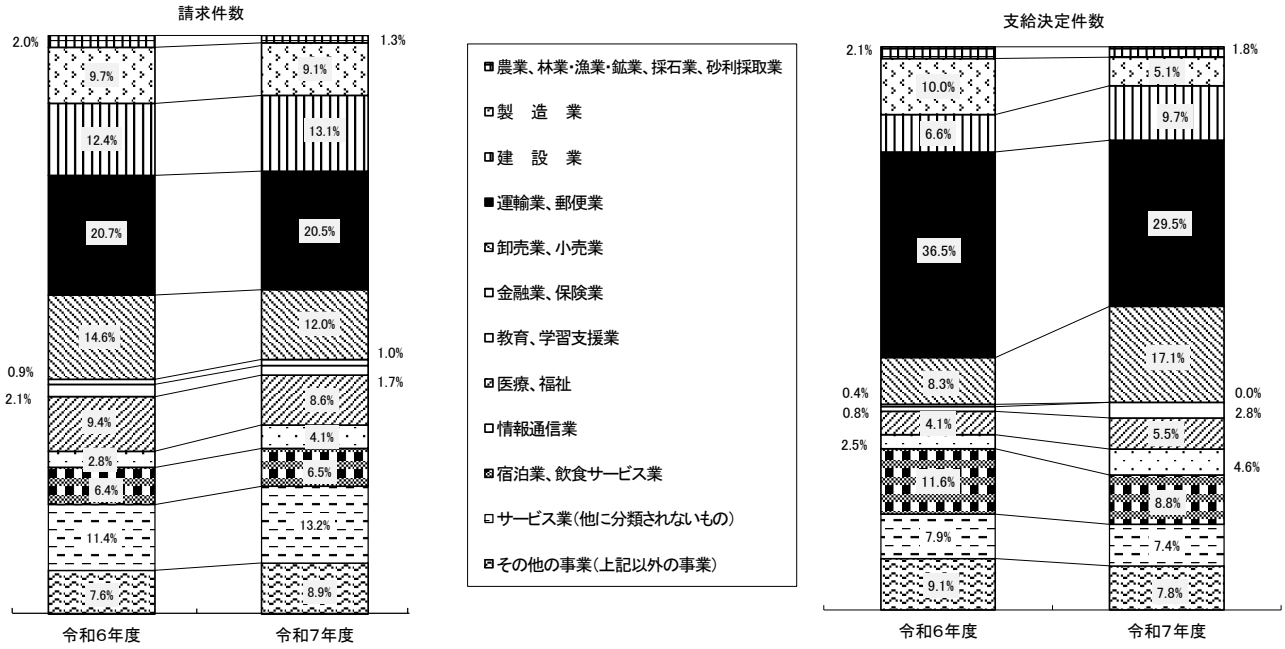

表1－2－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い業種（中分類の上位15業種）

令和7年度

	業種（大分類）	業種（中分類）	請求件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	179（3） 〈61（1）〉
2	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	118（10） 〈21（1）〉
3	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	73（38） 〈9（3）〉
4	建設業	総合工事業	66（0） 〈21（0）〉
5	建設業	職別工事業（設備工事業を除く）	65（1） 〈13（0）〉
6	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	58（10） 〈14（1）〉
7	卸売業、小売業	各種商品小売業	45（15） 〈5（2）〉
8	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	39（2） 〈12（0）〉
9	情報通信業	情報サービス業	37（4） 〈8（1）〉
10	医療、福祉	医療業	35（18） 〈3（1）〉
11	建設業	設備工事業	33（0） 〈15（0）〉
12	卸売業、小売業	その他の小売業	23（6） 〈7（3）〉
13	サービス業（他に分類されないもの）	産廃物処理業	21（1） 〈2（0）〉
14	製造業	輸送用機械器具製造業	19（0） 〈4（0）〉
15	卸売業、小売業	飲食料品小売業	18（3） 〈2（0）〉

注　1　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表1－2－2　業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種（中分類の上位15業種）

令和7年度

	業種（大分類）	業種（中分類）	支給決定件数
1	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	50（1） 〈20（0）〉
2	サービス業（他に分類されないもの）	その他の事業サービス業	15（2） 〈4（1）〉
3	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	13（1） 〈3（0）〉
4	卸売業、小売業	その他の小売業	11（0） 〈4（0）〉
5	建設業	設備工事業	10（0） 〈5（0）〉
5	運輸業、郵便業	道路旅客運送業	10（0） 〈1（0）〉
7	建設業	総合工事業	8（0） 〈3（0）〉
7	情報通信業	情報サービス業	8（0） 〈3（0）〉
9	卸売業、小売業	各種商品小売業	7（1） 〈2（0）〉
9	卸売業、小売業	飲食料品小売業	7（0） 〈2（0）〉
11	医療、福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	6（3） 〈3（1）〉
11	医療、福祉	医療業	6（1） 〈0（0）〉
13	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	5（0） 〈1（0）〉
13	教育、学習支援業	学校教育	5（2） 〈0（0）〉
15	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	4（1） 〈2（1）〉
15	製造業	電気機械器具製造業	4（0） 〈2（0）〉
15	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業（他に分類されないもの）	4（1） 〈1（0）〉
15	農業、林業	農業	4（1） 〈0（0）〉

注　1　業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表1－3 業務災害に係る脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 ＼ 職種(大分類)	令和6年度			令和7年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	149 (35)	127 (26)	32 (3)	165 (34)	115 (22)	38 (4)
	〈 31 (2)〉	〈 32 (7)〉	〈 10 (1)〉	〈 47 (4)〉	〈 38 (3)〉	〈 9 (1)〉
管理的職業従事者	51 (3)	55 (3)	24 (1)	59 (2)	55 (3)	22 (2)
	〈 24 (1)〉	〈 20 (1)〉	〈 8 (1)〉	〈 21 (0)〉	〈 19 (0)〉	〈 9 (0)〉
事務従事者	83 (26)	47 (13)	12 (0)	101 (38)	61 (18)	11 (3)
	〈 16 (1)〉	〈 10 (3)〉	〈 1 (0)〉	〈 19 (3)〉	〈 13 (1)〉	〈 3 (1)〉
販売従事者	117 (26)	72 (10)	17 (0)	136 (23)	87 (15)	24 (1)
	〈 23 (3)〉	〈 24 (2)〉	〈 8 (0)〉	〈 28 (2)〉	〈 23 (2)〉	〈 9 (0)〉
サービス職業従事者	136 (51)	104 (38)	34 (2)	170 (48)	97 (30)	26 (3)
	〈 23 (7)〉	〈 20 (7)〉	〈 3 (0)〉	〈 29 (5)〉	〈 21 (3)〉	〈 8 (1)〉
輸送・機械運転従事者	177 (1)	169 (0)	75 (0)	231 (3)	152 (1)	55 (0)
	〈 58 (0)〉	〈 54 (0)〉	〈 20 (0)〉	〈 72 (1)〉	〈 57 (1)〉	〈 21 (0)〉
生産工程従事者	66 (3)	50 (6)	15 (1)	72 (7)	52 (5)	6 (0)
	〈 18 (0)〉	〈 21 (1)〉	〈 8 (1)〉	〈 14 (1)〉	〈 10 (1)〉	〈 0 (0)〉
運搬・清掃・包装等従事者	85 (16)	55 (12)	12 (3)	107 (16)	64 (12)	9 (0)
	〈 19 (2)〉	〈 16 (2)〉	〈 3 (0)〉	〈 21 (3)〉	〈 15 (2)〉	〈 2 (0)〉
建設・採掘従事者	90 (1)	49 (2)	9 (1)	127 (1)	74 (2)	11 (1)
	〈 24 (0)〉	〈 14 (0)〉	〈 2 (0)〉	〈 32 (0)〉	〈 23 (0)〉	〈 4 (0)〉
その他の職種(上記以外の職種)	76 (3)	56 (2)	11 (1)	86 (4)	54 (2)	15 (1)
	〈 19 (0)〉	〈 21 (0)〉	〈 4 (0)〉	〈 20 (0)〉	〈 17 (0)〉	〈 2 (0)〉
合計	1030 (165)	784 (112)	241 (12)	1254 (176)	811 (110)	217 (15)
	〈 255 (16)〉	〈 232 (23)〉	〈 67 (3)〉	〈 303 (19)〉	〈 236 (13)〉	〈 67 (3)〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
3 ( )内は女性の件数で、内数である。
4 〈 〉内は死亡の件数で、内数である。

図1－3 職種別構成比

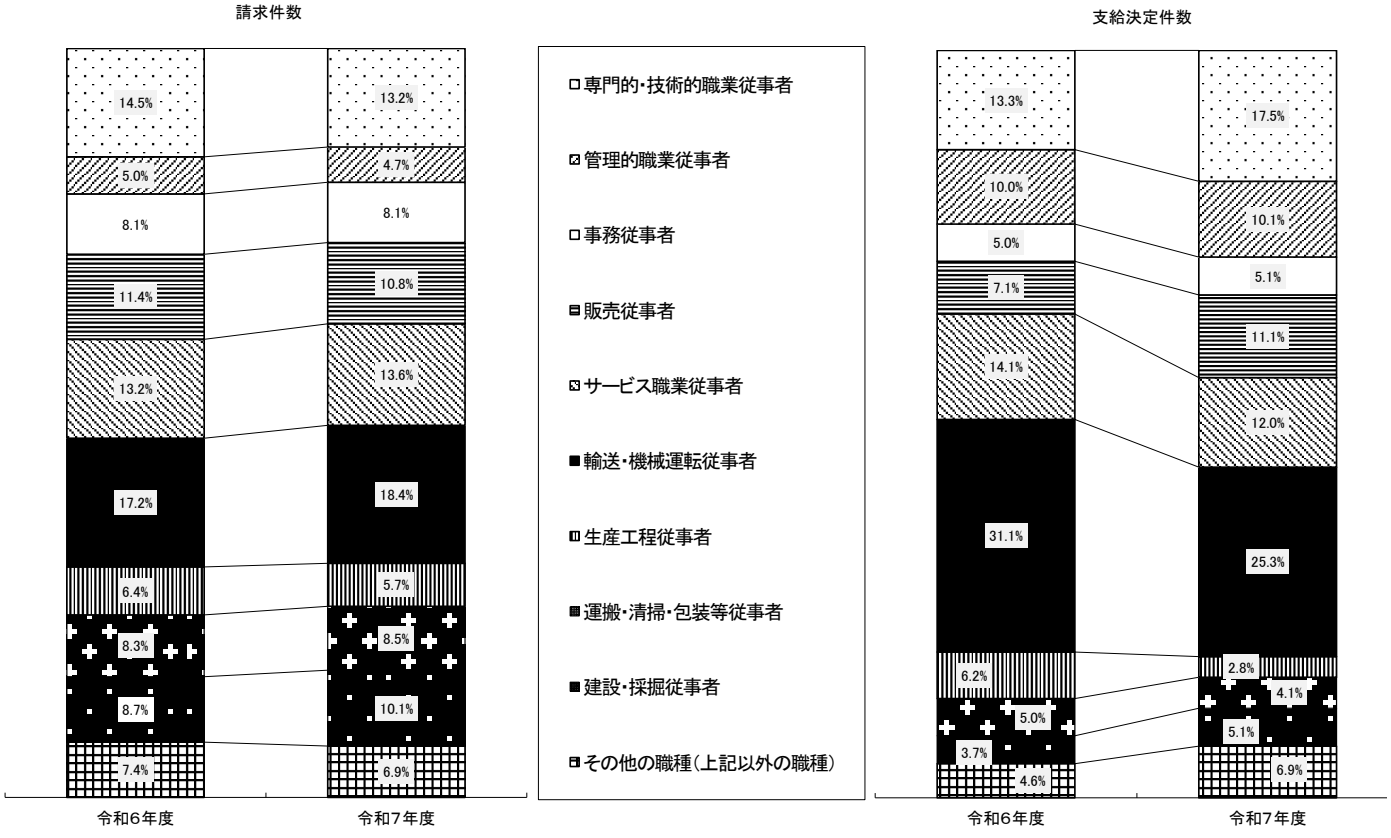

表1－3－1　業務災害に係る脳・心臓疾患の請求件数の多い職種（中分類の上位15職種）

令和7年度

	職種（大分類）	職種（中分類）	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	215（2） 〈68（0）〉
2	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	78（1） 〈17（0）〉
3	事務従事者	一般事務従事者	70（29） 〈11（2）〉
4	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	67（1） 〈14（0）〉
4	販売従事者	商品販売従事者	67（17） 〈8（2）〉
6	販売従事者	営業職業従事者	66（5） 〈19（0）〉
7	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	53（6） 〈12（2）〉
8	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	46（24） 〈6（3）〉
9	運搬・清掃・包装等従事者	清掃従事者	44（9） 〈8（0）〉
10	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	42（8） 〈6（0）〉
11	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	35（2） 〈15（0）〉
12	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	34（1） 〈14（0）〉
13	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	30（7） 〈9（2）〉
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	28（5） 〈6（1）〉
15	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	26（2） 〈8（1）〉

注　1　職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
　　2　（）内は女性の件数で、内数である。
　　3　〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表１－３－２ 業務災害に係る脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種（中分類の上位１５職種）

令和7年度

	職種（大分類）	職種（中分類）	支給決定件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	53（0） 〈20（0）〉
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	17（2） 〈6（0）〉
3	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	16（2） 〈4（1）〉
4	販売従事者	商品販売従事者	15（1） 〈3（0）〉
5	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	11（0） 〈2（0）〉
6	販売従事者	営業職業従事者	8（0） 〈5（0）〉
6	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	8（0） 〈2（0）〉
6	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8（0） 〈2（0）〉
9	専門的・技術的職業従事者	医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	7（0） 〈0（0）〉
10	建設・採掘従事者	建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	6（1） 〈3（0）〉
10	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	6（0） 〈2（0）〉
10	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	6（0） 〈2（0）〉
13	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	5（0） 〈3（0）〉
13	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	5（0） 〈2（0）〉
15	農林漁業従事者	農業従事者	4（1） 〈0（0）〉

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
2 （）内は女性の件数で、内数である。
3 〈〉内は死亡の件数で、内数である。

表1－4　業務災害に係る脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度／年齢	令和6年度						令和7年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	9 (4)	1 (0)	13 (5)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	16 (5)	5 (1)	11 (3)	3 (1)	5 (1)	0 (0)
30～39歳	49 (7)	16 (1)	31 (2)	14 (0)	8 (0)	3 (0)	57 (6)	14 (0)	39 (5)	11 (0)	12 (1)	4 (0)
40～49歳	213 (27)	62 (6)	191 (26)	59 (7)	60 (5)	17 (1)	220 (26)	53 (3)	151 (10)	46 (1)	58 (5)	19 (1)
50～59歳	411 (62)	88 (3)	311 (31)	86 (4)	129 (4)	35 (2)	508 (68)	125 (4)	312 (47)	90 (6)	79 (5)	21 (0)
60歳以上	348 (65)	88 (6)	238 (48)	71 (11)	44 (3)	12 (0)	452 (71)	105 (11)	297 (45)	85 (5)	63 (3)	23 (2)
合計	1030 (165)	255 (16)	784 (112)	232 (23)	241 (12)	67 (3)	1254 (176)	303 (19)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)

注　( )内は女性の件数で、内数である。

図1－4　年齢別構成比

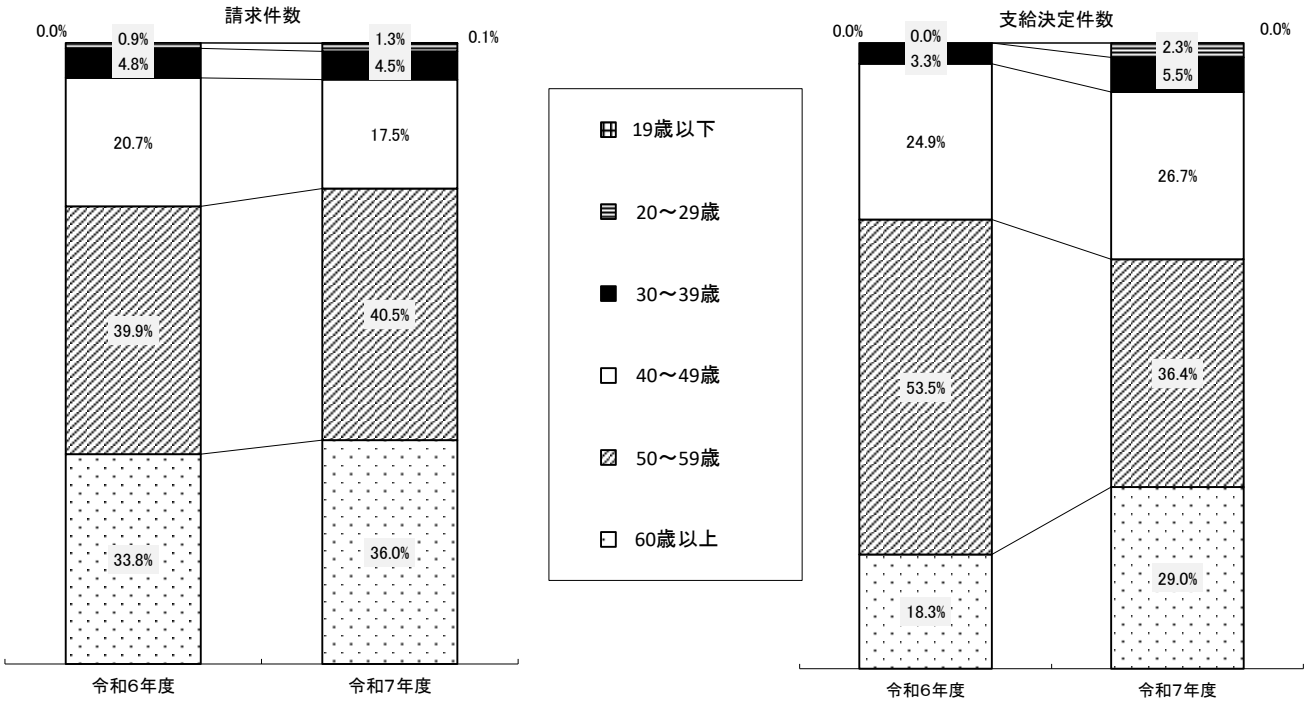

表1－5　業務災害に係る脳・心臓疾患の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

令和7年度

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
北海道	16 (4)	2 (0)	17 (2)	5 (0)	7 (0)	2 (0)	20 (1)	10 (0)	9 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	36 (5)	12 (0)	26 (2)	11 (0)	9 (0)	4 (0)
青森	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)
岩手	5 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	12 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
宮城	16 (3)	4 (1)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (0)	3 (0)	15 (1)	7 (0)	3 (0)	1 (0)	24 (3)	7 (1)	20 (2)	8 (0)	4 (0)	1 (0)
秋田	3 (1)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (1)	4 (0)	6 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)
山形	3 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
福島	6 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	2 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
茨城	12 (2)	1 (0)	11 (2)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	6 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	18 (2)	5 (0)	13 (2)	0 (0)	4 (0)	0 (0)
栃木	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	8 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	4 (0)	3 (0)
群馬	10 (3)	2 (0)	8 (2)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (4)	2 (0)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
埼玉	44 (6)	4 (0)	24 (3)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	30 (1)	12 (1)	19 (0)	10 (0)	7 (0)	4 (0)	74 (7)	16 (1)	43 (3)	11 (1)	13 (1)	5 (1)
千葉	25 (5)	1 (0)	10 (2)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	23 (3)	7 (0)	10 (1)	7 (1)	5 (1)	4 (1)	48 (8)	8 (0)	20 (3)	9 (1)	8 (1)	5 (1)
東京	146 (36)	17 (2)	109 (24)	16 (1)	27 (3)	3 (0)	88 (5)	30 (1)	50 (3)	19 (1)	11 (1)	4 (0)	234 (41)	47 (3)	159 (27)	35 (2)	38 (4)	7 (0)
神奈川	53 (7)	5 (0)	47 (13)	6 (1)	8 (1)	1 (0)	38 (1)	16 (0)	25 (2)	14 (0)	3 (0)	2 (0)	91 (8)	21 (0)	72 (15)	20 (1)	11 (1)	3 (0)
新潟	10 (0)	2 (0)	8 (1)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	14 (0)	6 (0)	11 (1)	4 (0)	3 (0)	1 (0)
富山	5 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	7 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
石川	5 (1)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
福井	3 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
山梨	4 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	7 (1)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)
長野	16 (2)	2 (0)	9 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (0)	4 (0)	6 (0)	5 (0)	3 (0)	2 (0)	22 (2)	6 (0)	15 (1)	5 (0)	4 (0)	2 (0)
岐阜	6 (1)	3 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	4 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
静岡	22 (5)	5 (2)	8 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	14 (2)	5 (1)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	36 (7)	10 (3)	13 (1)	3 (0)	3 (0)	0 (0)
愛知	55 (12)	6 (0)	42 (10)	11 (2)	6 (0)	3 (0)	22 (2)	11 (2)	15 (0)	7 (0)	3 (0)	2 (0)	77 (14)	17 (2)	57 (10)	18 (2)	9 (0)	5 (0)
三重	9 (1)	1 (0)	6 (2)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	7 (0)	7 (0)	4 (1)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	16 (1)	8 (0)	10 (3)	4 (1)	5 (1)	2 (0)
滋賀	7 (0)	1 (0)	5 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	11 (1)	1 (0)	9 (1)	4 (0)	5 (1)	2 (0)

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
京都	16 (3)	5 (0)	13 (2)	1 (0)	6 (2)	1 (0)	22 (1)	9 (0)	9 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	38 (4)	14 (0)	22 (2)	6 (0)	9 (2)	2 (0)
大阪	87 (18)	6 (1)	33 (2)	2 (0)	11 (0)	1 (0)	56 (6)	26 (2)	35 (3)	24 (1)	11 (0)	7 (0)	143 (24)	32 (3)	68 (5)	26 (1)	22 (0)	8 (0)
兵庫	27 (6)	1 (0)	22 (5)	2 (0)	4 (0)	0 (0)	25 (3)	9 (0)	16 (1)	9 (0)	2 (0)	0 (0)	52 (9)	10 (0)	38 (6)	11 (0)	6 (0)	0 (0)
奈良	10 (1)	1 (0)	9 (2)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	15 (1)	3 (0)	11 (2)	2 (0)	3 (0)	1 (0)
和歌山	5 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	7 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
鳥取	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
島根	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
岡山	9 (1)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	5 (1)	3 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	3 (1)	6 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)
広島	20 (5)	1 (0)	15 (4)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	11 (1)	6 (0)	8 (1)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	31 (6)	7 (0)	23 (5)	6 (0)	4 (0)	1 (0)
山口	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	4 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
徳島	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
香川	4 (1)	1 (0)	4 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	2 (0)	4 (3)	2 (2)	2 (1)	1 (1)
愛媛	5 (1)	0 (0)	7 (2)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	5 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	2 (0)	11 (2)	2 (0)	2 (1)	1 (0)
高知	3 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
福岡	35 (5)	4 (0)	21 (2)	3 (0)	8 (1)	1 (0)	17 (3)	7 (1)	8 (1)	3 (1)	2 (0)	0 (0)	52 (8)	11 (1)	29 (3)	6 (1)	10 (1)	1 (0)
佐賀	9 (0)	1 (0)	8 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)	3 (0)	9 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
長崎	10 (1)	1 (0)	8 (2)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	3 (1)	5 (1)	2 (0)	3 (1)	1 (0)	16 (2)	4 (1)	13 (3)	3 (0)	6 (1)	2 (0)
熊本	16 (2)	1 (0)	7 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	7 (0)	5 (0)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	23 (2)	6 (0)	11 (1)	3 (0)	6 (0)	3 (0)
大分	7 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (1)	0 (0)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
宮崎	4 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	6 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
鹿児島	5 (1)	2 (1)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (1)	3 (1)	9 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)
沖縄	7 (3)	0 (0)	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (3)	2 (0)	6 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)
合計	772 (143)	88 (9)	517 (94)	75 (8)	132 (12)	21 (2)	482 (33)	215 (10)	294 (16)	161 (5)	85 (3)	46 (1)	1254 (176)	303 (19)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)

注　( )内は女性の件数で、内数である。

表1－6　業務災害に係る脳・心臓疾患の時間外労働時間別（1か月又は2～6か月における1か月平均）支給決定件数

年度	令和6年度						令和7年度					
評価期間 / 区分	評価期間1か月		評価期間2～6か月（1か月平均）		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月（1か月平均）		合計	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
45時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45時間以上～60時間未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
60時間以上～80時間未満	11 (1)	5 (0)	35 (2)	10 (2)	46 (3)	15 (2)	5 (0)	1 (0)	48 (3)	16 (0)	53 (3)	17 (0)
80時間以上～100時間未満	17 (1)	7 (1)	63 (3)	19 (0)	80 (4)	26 (1)	7 (2)	1 (0)	42 (1)	12 (0)	49 (3)	13 (0)
100時間以上～120時間未満	18 (1)	2 (0)	22 (0)	3 (0)	40 (1)	5 (0)	27 (0)	13 (0)	21 (2)	7 (0)	48 (2)	20 (0)
120時間以上～140時間未満	9 (0)	1 (0)	12 (0)	4 (0)	21 (0)	5 (0)	8 (0)	1 (0)	7 (1)	2 (1)	15 (1)	3 (1)
140時間以上～160時間未満	3 (0)	1 (0)	7 (0)	2 (0)	10 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	5 (1)	2 (1)
160時間以上	10 (0)	0 (0)	6 (0)	3 (0)	16 (0)	3 (0)	9 (0)	3 (0)	6 (1)	2 (0)	15 (1)	5 (0)
その他（短期間の過重業務・異常な出来事）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	27 (4)	10 (0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	31 (4)	7 (1)
合計	68 (3)	16 (1)	146 (5)	41 (2)	241 (12)	67 (3)	60 (2)	20 (0)	126 (9)	40 (2)	217 (15)	67 (3)

注　1「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
　　2「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
　　3（ ）内は女性の件数で、内数である。
　　4「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
　　勤務時間の不規則性（拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務）、事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務）、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境（温度環境、騒音）

表1－7　業務災害に係る脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分＼年度		令和6年度				令和7年度			
		決定件数	うち死亡	うち支給決定件数	うち死亡	決定件数	うち死亡	うち支給決定件数	うち死亡
正規職員・従業員		562 (56)	178 (13)	217 (10)	63 (3)	527 (43)	168 (7)	174 (13)	55 (2)
契約社員		61 (13)	13 (1)	7 (1)	1 (0)	86 (11)	30 (3)	17 (1)	4 (0)
派遣労働者		8 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	26 (4)	8 (0)	1 (0)	1 (0)
パート・アルバイト		96 (41)	25 (8)	8 (1)	1 (0)	98 (50)	13 (3)	11 (1)	3 (1)
特別加入	中小事業主等	26 (0)	6 (0)	6 (0)	1 (0)	29 (1)	8 (0)	8 (0)	2 (0)
	一人親方等・特定作業従事者	18 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	32 (1)	6 (0)	2 (0)	1 (0)
	海外派遣者	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他		11 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (0)	3 (0)	4 (0)	1 (0)
合計		784 (112)	232 (23)	241 (12)	67 (3)	811 (110)	236 (13)	217 (15)	67 (3)

注　1　就労形態の区分は以下のとおりである。
・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
2　（ ）内は女性の件数で、内数である。

厚生労働省
宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
令和８年10月30日

【照会先】
雇用環境・均等室
室　　長　橋本　智晴
監 理 官　蔭山　昌孝
（電話）　0985-38-8821

11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

～大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！～

厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様書変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があることから、このような状況を改善するため、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組みを行っています。

宮崎労働局（局長　吉越　正幸）では、本月間中に、あらゆる機会を通じてキャンペーン月間の周知を行うとともに、「しわ寄せ」防止に向けた働きかけに取り組みます。

【取組みの概要】

○　令和８年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請に併せて、「しわ寄せ」防止に係る要請を実施します。

○　管内の事業所を訪問し、働き方休み方改革の周知・啓発を行う際に、「しわ寄せ」防止に向けた要請や各種支援制度の周知等を行います。

STOP! しわ寄せ

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止特設サイト

・添付資料：リーフレット「無理な取引の『しわ寄せ』を防止しましょう。」

無理な取引の「しわ寄せ」を防止しましょう！

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さまへ
仕事上の取引のご相談はこちらへ！

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料	全国48か所
秘密厳守	匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日9:00～12:00/13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話からもご利用になれます。
お近くの「取引かけこみ寺」に繋がります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

しわ寄せ防止特設サイト

しわ寄せ防止
特設サイト

STOP! しわ寄せ

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、
取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない
短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

取引上の3つの注意！ ～「労働時間等設定改善法」より～

●納期の適正化を図りましょう。
●発注内容の頻繁な変更は控えましょう。
●発注方法の改善を図りましょう。

事業主の皆様は、長時間労働につながる発注を行わないよう配慮する必要があります。
長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれもあり、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

労働時間等見直しガイドライン

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください

こんなときは？ ～「振興基準」より～

「振興基準」は、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として定められたものです。

「振興基準」

1 労務費、原材料費、エネルギー価格費のコストが増加してしまった

▶労務費の指針を用いて、労務費の上昇分を**適切に転嫁できるよう協議**しましょう。
▶特に原材料費やエネルギーコストについては、高騰があった場合には、適切なコスト増加分の**全額転嫁**を目指しましょう。

労務費転嫁指針

2 やむを得ず短期発注や急な仕様変更を行うことになってしまった

▶**残業代などのコスト**は委託者が負担しましょう！
▶**働き方改革を阻害する取引**を行わないよう、**取引条件を改善**しましょう。

例えば…
●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●過度に短納期となる時間指定配送、欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送　など

3 発注内容を変更することになってしまった

▶不当なやり直しが生じないように**配慮**しましょう！
▶長期発注計画を示すなど、**発注の安定化**に努めましょう。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月7日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル　令和8年11月7日(土)9:00～17:00　0120-794-713
※11月7日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）で相談できます。

過重労働解消キャンペーン

(R8.10)

GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821

宮崎労働局HP

令和８年９月統計

【　労働災害発生状況　】　死亡災害３件、死傷災害９５７件
（年計・コロナ感染症を除く休業4日以上の死傷災害）
【　有効求人倍率　】　１．１５倍

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化！

宮崎労働局では、事業所に雇用される非正規労働者の処遇改善を通じた人材育成・人材確保を推進するとともに、中小企業者等の賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化するための支援施策の一環として、7月から9月にかけて「キャリアアップ助成金」にかかる説明会を県内7会場で開催しました。150社184名の方に参加いただき、関心と期待の高さがうかがえた説明会となりました。

当日は、助成金センターの担当者が制度の概要、計画書の作成、就業規則等の改定のポイントなどについて説明し、説明後には事業所の方から質問等が多数寄せられました。

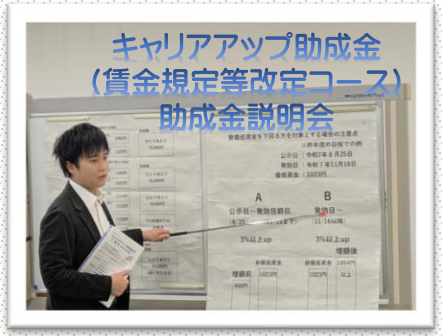

説明を行う助成金センター職員

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

子育てサポート企業

くるみん認定 県内初 5つ星

宮崎労働局は、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる子育てサポート企業として、株式会社宮崎銀行をくるみん認定し、９月４日に認定通知書交付式を行いました。

今回で５度目のくるみん認定となる株式会社宮崎銀行は、認定を目指した理由について、「今回、通算5回目の認定取得を目指したのは、育児休業や柔軟な働き方を可能にする制度・職場環境の整備に加え、制度を利用しやすい風土づくりを含めた取り組みを、より一層推進するためです。」と説明されました。

2026年認定（2025年度基準）くるみん 子育てサポート企業

（左から）
吉越労働局長
取締役人事部長
湯川氏
調査役代理　植村氏
橋本雇用環境・均等室長

中高年世代の活躍を応援！

中高年世代活躍応援プロジェクト（宮崎労働局の委託事業）において、9月26日に「ミドル世代の就職相談会」を開催しました。職業訓練５施設における職業訓練体験コーナーのほか、キャリア相談や履歴書・職務経歴書添削コーナーが設けられ、開始時から多くの来場者で賑わい、合計104名の参加となりました。参加者からは、「職業訓練に興味はあったが、どのような訓練があるのか分からなかったので、実際に体験できると思い参加した」「自分が何をしたいのか分からず、相談したいと思った」といった声が聞かれました。

当日は、各訓練施設の担当者から訓練内容や就職に結び付くスキルについて説明が行われ、参加者は実際の訓練を体験しながら理解を深めていました。また、キャリア相談や応募書類の添削を通じて、自身の強みや今後のキャリアの方向性について整理する機会となり、参加者の就職活動に対する不安の軽減や就職意欲の向上につながる有意義な相談会となりました。

生涯現役社会実現に向けたワークショップ2026

少子高齢化の進展や70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務となる中、増加をしているシニア就業者の戦略化は喫緊の課題です。本ワークショップでは、えびの電子工業株式会社（えびの市）代表取締役社長 津曲慎哉氏に基調講演を行っていただきました。会社トップを含め「固定概念」と「無意識の偏見」を破壊し、様々な社内改革に取り組んだ事例は参加された企業の参考になったのではないでしょうか。基調講演終了後は、講演のサブタイトル「若手とベテランの「覚悟と選択」」がもたらす高齢者雇用をテーマにトークセッションが行われ、向田職業安定部長がパネリストとして県内企業における高齢者の活躍状況等について発言しました。

11月は「『しわ寄せ』防止キャンペーン月間」です

～大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！～

宮崎大学「労働・雇用リテラシー講座」

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、各種ハラスメント対策

10月８日、宮崎大学「労働・雇用リテラシー講座」において、橋本雇用環境・均等室長が講話を行いました。

この講座は連合宮崎の寄付講座として、宮崎大学の学生を対象に開催したもので、行政機関のほかにも弁護士や経営者が登壇する１５回の多彩なプログラムで構成されています。

雇用環境・均等室からは、「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、各種ハラスメント対策について」と題して、宮崎労働局の紹介にはじまり、実際に雇用環境・均等室に寄せられた相談内容とその問題を解決するための法律の規定や具体的な制度を1時間半にわたって説明しました。

学生からは「企業はもとより、働く人も男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの制度についての知識をもっておく必要があると考えた」といった声や、「就職活動中やインターンシップ中に学生が受けるハラスメントについても説明があり、仕事を始める前の段階でもこのような問題が起こる可能性があることを知った」といった声も寄せられ、求職者等に対するセクシュアルハラスメントについても知っていただく機会となりました。